

令和 7 年

文教委員会会議録

と き 令和7年9月22日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年9月22日（月） 午前10時00分～午後2時51分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる 伸 一 郎 副委員長 筒井 よう す け
委 員 まつざわ 和 昌 委 員 若 林 ひ ろ き
委 員 の だ て 稔 史 委 員 高 橋 し ん じ
委 員 横 山 由 香 理

出席説明員 伊 崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
船 木 庶 務 課 長 荒 木 学 校 施 設 担 当 課 長
石 井 学 務 課 長 佐 藤 子 ど も 未 来 部 長
上 野 子 ど も 育 成 課 長 柴 田 子 ど も 施 策 連 携 担 当 課 長
染 谷 保 育 施 設 運 営 課 長 佐 藤 保 育 事 業 担 当 課 長

○午前１０時００分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は１名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

１ 議案審査

(1) 第１０６号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○つる委員長

それでは、予定表１の議案審査を行います。

(1)第１０６号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

それでは、私より、第１０６号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

お手元Side Booksの資料をご覧くださいませ。まず、ご説明の前に、品川区の学校医等の身分についてご説明をいたします。品川区の学校医等につきましては、非常勤の職員としての身分を有してございます。医師会、歯科医師会、薬剤師会に登録をしている方から教育委員会が規則で委嘱をしているものでございます。

通常、地方公務員は、地方公務員災害補償法に基づき公務災害の補償がなされておりますが、公立学校の学校医等につきましては、個別の法律である公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律によって補償の内容が定められております。具体的にはその内容が政令によって規定されており、その上で各都道府県や市町村が条例で基準を設定しているという仕組みとなっております。

今回の条例案につきましては、お手元の資料１、改正理由にございますとおり、政令が改正となり、それに合わせて都立学校の公務災害補償に関する条例の一部改正が行われ、品川区につきましてもこの条例と補償内容を同一としておりますので、この改正に合わせて同じような改正を行うものでございます。

２の主な改正内容でございます。今回の改正内容は（１）、（２）、（３）のとおりでございますが、まず（１）として補償基礎額の扶養加算額の改定でございます。こちらは、国家公務員の手当におきまして、これまで扶養手当の中に配偶者手当が含まれていたところ、それが廃止となっており、子ども手当の増額がされたという改正に合わせまして、公務災害補償額につきましても、配偶者に関する加算を廃止し、子に関する加算を新たに設けるものでございます。

（２）は、その改正に伴って所要の文言整理を行うものでございます。

（３）につきましては、介護補償の額につきまして、政令による介護補償額の改定が行われましたの

で、それに準じて改定するものでございます。

これらの改定を踏まえまして新旧対照表につきましては、お手元の資料2ページ目以降に記載してございます。なお、施行期日につきましては公布の日から施行となつてございますが、附則のところで適用日を令和7年4月1日としておりまして、実際に公務災害補償に関しては、今年度4月1日からのものが適用となるという形で、今回の改正する条例とさせていただいております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、国の政令や都の条例が改正されたので、区の条例を改正するというご説明がありました。今回の変更内容について、配偶者から子どものほうに加算をするということで、その背景、経緯にはどういったことがあったのか伺いたいのと、今回この変更をすることによって、東京都とは変更が一緒なのかどうかを伺いたいと思います。

○石井学務課長

今回の背景でございます。令和6年8月に、人事院より本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組みということで、手当に関する見直しが行われました。これを受けて、国家公務員も給与法の改正により各種手当が変更となつたところでございます。それに合わせまして、今回公務災害補償の法律についても改正となつたということでございます。

なお、東京都につきましても同じような形で改正を行い、品川区につきましては、東京都と補償内容を同一としておりますので、東京都と同じような形の補償となつてございます。

○のだて委員

私が聞いた背景というのは、人事院勧告が出た背景です。国が変更した背景を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○石井学務課長

詳しい内容は人事院の資料になってございますが、私が今把握している限りでは、こちらは、子育てのしやすい環境を整えるというところから扶養手当の見直しを行ったと聞いております。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成いたします。

○のだて委員

配偶者の加算をなくすべきではないと思いますが、子どもへの加算を上げるというのと、介護補償を引き上げることはいいことだと思いますので、賛成いたします。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第106号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 第101号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（債務負担行為 文教委員会所管分）

○つる委員長

次に、(2)第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（債務負担行為 文教委員会所管分）を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松木庶務課長

私から、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（債務負担行為 文教委員会所管分）のうち、教育委員会事務局所管分についてご説明いたします。

品川区一般会計補正予算資料の18ページをお願いいたします。債務負担行為の追加を行う補正といまして、下から2事業、第四日野小学校校舎等改築工事、城南第二小学校校舎等改築工事、いずれも学校改築事業に関わる部分でございます。

補正の内容でございます。昨今の急激な物価上昇に伴うインフレスライド条項の適用により、工事契約の増額変更を行うものでございます。補正額は、第四日野小学校校舎等改築工事が2,755万円、城南第二小学校校舎等改築工事が3,857万円、合計6,612万円を追加するものでございます。詳細につきましては、担当の課長よりご説明申し上げます。

○荒木学校施設担当課長

私から、学校改築事業における契約金額変更についてご説明いたします。

庶務課長の説明と一部重複いたしますが、お手元資料項番1、経緯をご覧ください。第四日野小学校および城南第二小学校の校舎等改築工事において、昨今の急激な物価上昇に伴い、工事請負契約条項第25条第6項インフレスライド条項を適用し、工事契約の増額変更を行うものでございます。

項番2、補正内容をご覧ください。各改築工事とも債務負担行為を組んでおり、令和7年度分については変更ございませんが、令和8年度以降について計6,612万円増額いたします。

その下、内訳の合計欄をご覧ください。第四日野小学校校舎等改築工事につきましては2,755

万円増額し、76億5,712万9,000円といたします。城南第二小学校校舎等改築工事につきましては3,857万円増額し、89億7,355万2,000円といたします。いずれの工事におきましても、工事費の増額のみで工期変更はございません。

なお、今回のインフレスライドに伴う増額により、議決された契約額の5%を消化する工事については、別途次回の第4回定例会において契約変更の議案として提出させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○上野子ども育成課長

私からは、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算について説明いたします。

初めに、補正予算資料の7ページをご覧ください。第2表、債務負担行為補正のうち、追加の項目でございます。

昨今の賃金等の変動に伴い、インフレスライド条項を適用し、工事契約金額の増額変更を行う必要が生じました。これに伴い今回の補正では、上から6段目、荏原保健センター内オアシスルーム改修工事に23万6,000円の追加を行うものでございます。こちらの詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、Side Booksの1-2、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（債務負担行為 文教委員会所管分）①、荏原保健センター内オアシスルーム改修工事における工事契約の変更につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料をご覧ください。

項番1でございます。こちらが経緯となります。荏原保健センター内オアシスルーム改修工事におきまして、賃金等の変動に対する工事請負契約条項第25条第6項、インフレスライド条項の規定に基づき、請負者より契約金額変更の請求があったため、令和8年度債務負担行為額の追加を行うものでございます。

項番2、契約の相手方および項番3の契約年月日でございます。こちらはいずれも資料に記載のとおりとなっております。

項番4、補正内容でございます。表の枠外上部に記載のとおり、追加額は23万6,000円となります。表中に金額の内訳がございしますが、今回、建築に関しては変更がなく、電気機械についてのみ変更がございします。なお、本工事につきましては、工期の変更はなしとなります。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回インフレスライド条項に基づいて新たな増額が出されたわけですが、この増額の内訳というのでしょうか。資材高騰とはどのぐらいなのか。賃金高騰でどのぐらいなのか。ほかにもあれば伺いたいと思います。

今回は、新たに令和8年度の債務負担行為をするものではないということでもいいのか、確認したいと思います。

○荒木学校施設担当課長

まず増額の内訳でございます。建築工事につきましては、主に単価を構成するところに関して、資材

と労務費が複合の単価となっております。その労務について細かく算出することが少し難しいですが、特に資材の高騰につきましては、学校改築工事でよく使う生コンクリートの増額が目立っております。

一方で、最近鉄骨材などの単価は安定してきていますが、ただ、昨今の建設業界の労務環境向上という目標がございますので、労務費のほうは、全ての工事において上昇している状況でございます。全体としても、今回のように平たくすれば単価が総合的に上昇しており、今回のインフレスライド適用に至ったものでございます。

もう1つの債務負担行為の変更でございますが、今年度分は変更ございません。建築工事の場合は年度ごとの出来高に応じて支払いをしておりますが、令和8年度以降の出来高分にこちらのインフレスライドの増額分を載せている状況でございます。

○つる委員長

まず、今、最後のところは、令和8年度新たにという言い方なのでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

そうです。

○つる委員長

もともと設定が令和8年度もあったかという前提は今、理解いただいていますか。

○荒木学校施設担当課長

あったということですね。

○つる委員長

では、答弁がちょっと違ったのですけれど。それでよろしいですね。

○柴田子ども施策連携担当課長

ただいまの委員のご質問につきまして、教育委員会側からもお話があったところですが、念のため補足させていただきます。

2つ目の令和8年度新たに発生する、急増するものなのかということについてですが、こちらは新たに発生するものではございませんで、もともと計上していたものに増額の申請があったという形でございます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（債務負担行為 文教委員会所管分）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年陳情第35号、「税負担化」を「無償化」と言い換え、子どもにツケを回す修学旅行無償化事業の廃止及び、歳出削減と減税を求める陳情

○つる委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和7年陳情第35号、「税負担化」を「無償化」と言い換え、子どもにツケを回す修学旅行無償化事業の廃止および、歳出削減と減税を求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

それでは、私よりご説明申し上げます。

税負担化を無償化と言い換え、子どもにツケを回す修学旅行無償化事業の廃止および歳出削減と減税を求める陳情につきまして、まず、修学旅行無償化事業は、これまで保護者負担により実施されていた修学旅行に係る費用を所得制限なく無償化することにより保護者の負担軽減を図り、児童・生徒の円滑な学校生活を実現することを目的としております。

教育につきましては、本来国の責任において全国一律で無償で行われるべきでございますが、誰もが等しく、かつ、不安なく教育を受けられるよう、品川区はこれまでも給食費・補助教材費そして今年度は標準服の費用、そしてこの修学旅行に係る費用につきまして、所得にかかわらず無償化を実施しているところでございます。

区では、誰もが共通に使う日常生活を支える基礎的な行政サービスを等しく提供するベーシックサービスの考えの下、各種無償化事業を展開しております。これらは決してばらまきではなく、将来世代へのツケ回しといったことでもなく、誰もが陥る可能性のある共通のリスクに関する、そして共通の備えを保障する、これは社会全体で負担していくという社会保障システムの一環として、無償化施策を実施

しているところでございます。

〇つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

〇のだて委員

前回6月30日、似たような制服無償化の廃止で減税をというものがあったと思います。引き続いての陳情だと思います。今回は修学旅行無償化の廃止が出ているわけですが、今、修学旅行費が1人当たりどのくらい負担になっているのか伺いたいのと、これが廃止されることによって、減税できる額を計算してましたら、伺いたいと思います。

〇石井学務課長

修学旅行の費用につきましては、学校ごとにそれぞれ旅行代理店と契約を結んでいるところではございますが、一番低いところで大体7万円を少し割るぐらい、6万9,000円ぐらいの金額です。高いところについては、今回につきましては7万9,000円が一番高いところでございます。

それでは、この形で実施した場合にどれほど減税ができるかということにつきましては、そもそも減税施策として考えているものではないので、試算はしてございません。

〇のだて委員

1人当たり7万から8万円の負担がかかっているということです。これはやはり家庭にとって大きな負担になると思います。その下で無償化していくというのは、私は進めるべきだと思っております。

減税のところでは、前回に引き続き同じような形で私も試算してみました。課税世帯が18万1,400世帯とします。予算書を見たら、修学旅行費が1億3,431万円だったので、それを割り返すと、世帯で年額736円、月にすると61円です。直接そのまま減税に使えばということになるのですが、やはり今、物価高の下で、子育て世帯に対しての支援としては、あまりにも少ないと思います。それよりもやるべきは消費税の減税や再開発の補助金をやめるということこそ、私は必要だと思います。

あと、陳情の中に、公的支出の拡大が現役世代の手取り所得を減らすということが書いてありますが、実際そういうことになるのかどうか。答えられる範囲で伺いたいです。

〇つる委員長

税関係は総務委員会の所管ということで、6月の陳情のときもそうでした。そういう立て分けでやるという前提でしたので、その上で、もし分かるところがあれば、いかがですか。分からなければ、答えは結構です。無理しなくてよろしいです。

よろしいですか。

〇のだて委員

すみません。私としては、修学旅行費無償化をやったとしても、現役世代の手取り所得を減らすということにはならないと思います。

やはり教育というのは、自治体が、子どもたちがしっかり教育を受けられる環境をつくることが必要だと思いますし、今回の修学旅行無償化も憲法26条にもある義務教育の無償化をさらに区として進めていく一歩だと思いますので、ぜひ進めていただきたい。

〇つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第35号の取扱いについて、ご意見を伺いたと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

本日結論を出す。不採択です。

○筒井副委員長

本日結論を出す。不採択です。

その理由は、前回も標準服についての陳情がありましたが、やはりこの陳情が出された背景を重く受け止めなくてはいけないと思っています。特に現役世代の、物価高騰にかかわらず、今、あまり収入が増えない状況の中、すごい負担となるということと、また、今回、子育て支援というカテゴリーですが、そういった属性での支援では行き届かない層があるので、やはり一律の支援が必要だという観点が重要だと思います。

また、この陳情者がおっしゃるとおり、行政主導で用途を限定すると、きちんと満遍なく効果が行きわたるのかということを思いますし、そして、少子化対策を目的として子育て支援をすることが、本当に効果はあるのか疑わしいという議論がされております。

いずれにせよ、無償化はサービスとして提言がされておりますけれど、当たり前ですけれど、裏側では税金としての負担がかかっているということです。それは税金をいただいている議員も含めて、緊張感を持って取り組まなければいけないと考えております。

また一方、給食もそうですけれど、修学旅行も事実上お子さんはなかなか拒否できず、ほとんど参加している状況です。そもそも憲法の義務教育の範囲の外に置かれていたことが少し問題なのかというのであれば、修学旅行も給食費も無償の範囲に入れておくべきだったと個人的に思うところであります。

そして、今回の修学旅行費無償化の事業は令和7年度の予算で、新規の事業ということと、減税の効果も年額数百円で薄いということです。そうしたもろもろのことを考慮して、本件を不採択とさせていただきます。

○若林委員

本日結論を出して、不採択です。

減税をしようが逆に増税をしようが、品川区もそうですけれど、一定の税を納税者から頂戴して、その預かった税は何に使われるかというと、まさに国民・区民の助け合い、支え合いの目的で使われるのが税の本質だと思っています。

これをどういうふうに分配していくかというのが、端的に財政という言葉で表されると思います。お預かりをした税を、支え合い、助け合いの本質の目的のために、たとえばベーシックサービスのための修学旅行無償化、こういうものに使われていくということは、まさに財政の質の向上を品川区は図っているというふうに、私は誇りを持って言えると思います。そういう理由から不採択という結論でございます。

○のだて委員

本日結論を出すということで、不採択です。

私たちも義務教育無償化を求めてきた中で、修学旅行無償化を進めていただきたいと思いますので、

不採択です。

○高橋（し）委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いします。

ご説明にもありましたが、こういった子育てに関する施策は、社会全体、品川区の皆さんの社会全体で支えていくというお話があったので、そういったところから、修学旅行無償化事業は進めていただきたいと思います。不採択です。

○横山委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

子育て・教育にかかる経済的負担の軽減によって、子育て世代の可処分所得の増加や地域のにぎわいの創出、地域経済の活性化や税収増など、各施策を充実させるための財源確保へとつなげていただきますよう、引き続きよろしくお願いします。

区民の皆さんのベーシックサービスのベースになった考え方みたいところが、もしかしたらちょっと分かりにくいところがあるかもしれません。もしそういうお問合せがあった際には、そういった区の考え方を引き続き伝えていただきながら、お一人お一人のお気持ちにも寄り添った丁寧なご対応をお願いいたします。

○つる委員長

それでは、本陳情については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、簡易採決により採決を行います。

それでは、(1)令和7年陳情第35号、「税負担化」を「無償化」と言い換え、子どもにツケを回す修学旅行無償化事業の廃止および、歳出削減と減税を求める陳情について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年陳情第38号 区内公立校の校庭などにサンシェード（日よけ）の設置を進める陳情

○つる委員長

次に、(2)令和7年陳情第38号、区内公立校の校庭などにサンシェード（日よけ）の設置を進める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして理事者より説明願います。

○荒木学校施設担当課長

私より、陳情第38号についてご説明いたします。

初めに区立学校の校庭の状況です。狭小な敷地において最大限の広さを確保するため、上空を開放した屋外校庭を全ての学校に整備しております。ご要望いただいたサンシェードについては、設置に際し支柱の新設が必要となります。校庭は園庭と比較して広大なため、支柱の大型化もしくは増設が不可欠です。これにより、学校の授業や行事、一般の施設開放に制約が生じる可能性や、支柱への衝突によるけがの危険性などの課題がございます。また、大雨、強風時や夏季以外の涼しい季節には、シェードの収納作業が教職員の負担となることも懸念されます。

一方で、暑さ対策の重要性は十分に認識しております。現在スプリンクラーなどを利用した散水による温度低減に加え、一部の学校では、校庭に面したピロティ空間やひさしなどを設けることで避暑スペースを確保しています。さらに、各学校において、日頃から暑さ指数WBGTを小まめに確認し、各種アラート発表時には校庭での活動を中止し、空調の利いた体育館を利用するなど、熱中症事故防止を徹底しております。

今後も施設面での改善策を研究するとともに、運用面で学校と連携を図りながら、子どもたちが安全に過ごせる屋外環境の確保に努めます。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

私も今年の夏も猛暑が連日続くような暑い日々でした。そうした中で、やはり子どもたちが校庭で遊べない状況があると思います。改めてその状況を区がどのように把握しているのか伺いたいのと、毎日放送の福岡県宗像市の玄海ゆりの樹幼稚園の放送を私も見ました。長さ25メートル、幅30メートルのサンシェードでした。普通に歩いて引いていくだけで簡単にサンシェードがかけられるというものでした。その下で子どもたちも遊んでいました。

今の暑さの中で、校庭で遊べない。先ほど体育館も利用しながらというお話でしたが、さらに校庭が使えるようになれば多くの子どもたちが遊べるようになります。体育館だとその分スペースが限られてしまいますので、こうしたサンシェードを設置すべきと思いますが、陳情の中にも八王子市において推進されており、補助制度もあるということですが、他自治体の取組などは調査しているのかどうか伺いたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

2点ご質問いただきました。

1点目の校庭で遊べない状況を区が把握しているかでございます。近年暑さが強くなってきているので、なかなか校庭で遊ぶ時間を確保できないといった状況は把握しております。学校でも、WBGT、暑さ指数を把握、確認いたしまして、その上で例えば日中の暑い時間を避けて、午後のすまいるスクールの時間などであれば校庭で遊ばせるといった形で、全く1日通して遊べないという状況ではないということで認識しております。

もう1点の他自治体の状況でございます。こちらの陳情書にもある八王子市の助成制度を調べました。こちらについては、屋外のサンシェードや日よけ設置といったものではなくて、屋内の熱中症対策を目的としております。室内に入ってくる日射を制御する日よけや、ガラスから入ってくる日射を遮蔽する

フィルムを貼った場合の助成ということです。少し今回の趣旨とは異なると認識してございます。

こういったシェードについても他自治体の情報などは調べているところではありますが、やはり校庭は非常に広い面積がありますので、保育園、幼稚園の園庭であれば、こういったシェードの設置状況は当然区内でもあるのですが、こういうシェードがあることによって、先ほど申し上げたようなけがのおそれや、上部にシェードがありますと球技など幅広い活用をする校庭にはやはり支障が生じるのだろうと考えております。

今後とも何かシェードに代わるものがないかというのは、調査研究を進めて改善策を検討したいと思っています。

○のだて委員

今、子どもたちは午後からは校庭でも遊んでいるということなのですか。すまいるスクールの時間というと、3時か4時ぐらいには遊んでいるということなのか改めて伺いたいのと、先ほどからWBGTというのが出ていますが、WBGTがどういう値だと遊べなくなるのか。どういう判断をしているのかを伺いたいと思います。

八王子市のは趣旨が違うというお話です。様々今、自治体を調査していただいているそうですが、学校だけではないと思うのです。保育園、幼稚園もやはり同じ暑さの中で、もっと小さい子どもたちですから、なおさら遊べない状況だと思います。幼稚園や保育園についてもぜひ検討を進めていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

3点ご質問いただきました。

1点目のすまいるスクールの状況でございます。私も全校を調べたわけではありませんが、学校現場の工事などを見て回る際に、夕方行ったときに、涼しい時間帯に遊んでいるという状況は目で見たり、学校の先生から伺ったりしております。

2点目のWBGTの指標についてです。こちらは少し詳細な説明になりますが、主に熱環境に影響を及ぼすものとして、湿度と温度とあとは日射や輻射といった周辺環境があります。この3点を総合的に考慮した指標をWBGT暑さ指数と呼んでございます。

このWBGTの取扱いですが、有名なところで言いますと熱中症警戒アラートです。こちらがWBGT33を超えた場合に発出されます。この際は、基本的には区立学校で屋外の活動は中止しております。ほかにも、31以上になりますと、アラート発出までは行きませんが、屋外でのスポーツ、特に運動が熱中症の危険性があると示されておりますので、こういったときにも学校で屋外活動をするかどうかというのは適正に判断して、熱中症予防に努めております。

○染谷保育施設運営課長

保育園・幼稚園の園庭への対応でございます。各園の実情に応じて、現状もシェードをつけたり、場所によってはミストをつけたりという対応はしております。先ほどお話にありましたが、今年も非常に猛暑が続くことがございましたので、今、園と調整をしながら、今後もそういった設備も含めて、熱中症対策の物品の購入ができればというところは検討しております。

○つる委員長

すまいるスクールのときの外遊びについて、分かればお願いします。

○上野子ども育成課長

すまいるスクールの外遊びですが、現状というところでは、把握はできていませんが、暑さ指数の確

認等をして、本年度、熱中症になった子どもはいないと聞いております。そこに関しては、適切な対応の下に遊ばせていることになろうかと思えます。

○のだて委員

保育園、幼稚園では、現状もシェードを設置しているところがあるというお話でしたが、今、何園あるか分かれば伺いたいと思います。

学校の校庭で遊べるかどうかは、学校の判断にもよるとのことですが、熱中症にならないというのは前提ですが、やはり校庭で遊ぶのも子どもたちの体の発達などにも影響してくると思いますので、ぜひサンシェードの設置を検討していただきたいと思います。

○染谷保育施設運営課長

現状の区立園 38 園のうち、シェードが何園に設置されているかということにつきましては、申し訳ございません、今、手元に数字がございませんので、お答えは控えさせていただきます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

ご承知のとおり年々暑くなってきましたし、当然、熱中症対策はしなければいけないのですが、健康上、一定程度は日光に当たらなければいけないということも言われております。非常にバランスが難しいと考えております。現状のスプリンクラーでの暑さ対策は、具体的にどのようにやられているか、あと、ピロティはどのぐらいの大きさで、具体的に一定の時間が来たら使うようにしているのか。運用方法を教えてください。

○荒木学校施設担当課長

施設のご質問 2 点でございます。

1 点目のスプリンクラーにつきましては、校庭の周囲にスプリンクラーといいまして、ピストルのようなものから散水する設備を設けてございます。これを学校の周囲にいろいろなところで五、六か所設けておりまして、職員室などのスイッチで起動させて、一定時間水が飛び出ていくという仕組みでございます。これによって、校庭を全面的に濡らし、気化熱によって表面温度の低減を狙っております。

2 点目のピロティでございます。こちらは全ての学校に設置しているわけではありませんが、代表的なところと言いますと、芳水小学校などが人工芝のグラウンドに面して、2 教室ぐらいの広さのピロティといいまして、柱と屋根で囲まれた部分で壁がない空間ですので、すぐに校庭からこういった日陰の部分に行き来できるという状況でございます。

実際の活用方法について詳細に把握しているわけではありませんが、例えば体育の時間に、先生から何か指導する際に、そういった日陰の場所を利用して指導するというような活用が考えられるかと思えます。

○筒井副委員長

どうもありがとうございます。スプリンクラーで校庭を濡らすということですが、それは授業開始前にある程度濡らしておいて、それから授業を始めるということでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

スプリンクラーの利用時間帯ですが、授業開始前と部活動の開始前にも使用している学校もあると聞いております。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第38号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

今お話もありましたが、校庭の広い空間にサンシェードという大きなものを設置することは、自然災害のリスクもありますし、台風などの際、飛ばされる危険もあるというのが1点です。また、学校の校庭は、学校行事だけではなくて地域イベントにもいろいろ活用する場面が非常に多いです。防災拠点としてもそうです。そうすると、大規模なサンシェードを設置することによって、そういった活動も制約される可能性があるだろうと思っています。

課長がお話しされたように、スプリンクラーやミストシャワーなどを設置している学校もあるので、そういうのを今以上にしっかり活用していただいて、子どもたちが元気で遊べる環境の整備を、引き続きやっていただきたいと思います。

○筒井副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

理由は、今回のサンシェードは今後の参考の1つだと思いますが、現状、課長がご答弁されたように、支柱の問題、また、面積が不十分な場合などもあるので、サンシェードの設置は、現時点では難しいと考えております。

一方、熱中症対策をしっかり取りながら、屋外で運動することは非常に大切だと思っておりますので、サンシェード等も含めていろいろな暑さ対策をぜひ研究して、それを積極的に進めていただきたいと思います。

○若林委員

本日結論を出すで、不採択です。

玄海ゆりの樹幼稚園の画像も見せていただきましたが、学校の校庭だと、確かに課長のご説明にあったように、現状ではなかなか物理的には負担感を含めて難しいだろうという現実的なところと、もう1つは、直射日光をこれで防いだとしても、完璧に日光が遮られるわけでもないし、逆に炎天下、温められた土、人工芝の熱が、上にテントを張ることによって籠もってしまう。また、風通しが悪くなることによって、逆に指数が局地的に高くなってしまうことも、懸念材料として考えるとあるということです。そういう意味でも、現実的には今、陳情者のご希望のことは考えにくいと思います。

ただ、一方で、屋外での活動が制限されているのは、これはもう昨今の酷暑・猛暑の中では現実になっていますので、どうしたら子どもたちの健全な体づくりや運動の機会を確保するのか。また考えなければいけないと思います。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

最近の暑さの中でこういった対策も必要になっていると思います。様々課題も挙げられましたが、陳情の中にも半分程度でもと書いてありますので、地域行事にも支障がないような、むしろ陰ができて地

域行事もやりやすいということもあるかもしれませんが、風については、シェードなので上や下は普通に風が通りますので、大丈夫だと思います。いろいろ課題をクリアしながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

採択です。

○高橋（し）委員

今日で結論を出すで、不採択をお願いします。

ほかの委員もおっしゃっていましたが、やはりこの暑い中で校庭での活動が制限されるというのは、主に小学生の健全な体力の育成には影響があると思っています。特に小学生などは、長い休み時間に校庭で遊ぶことをとても楽しみにしているので、その点からすると、猛暑が厳しいのですが、この陳情によると、九州の例もなかなかハード面でシェードが厳しいということがあります。

ですから、先ほど課長がおっしゃっていましたが、スプリングラーやあるいは可能な形で日よけを利用することを進めるのと、体育館などを活用した運動も学校で工夫しながら進めていただければと思います。

ということで不採択です。

○横山委員

本日結論を出で、不採択をお願いいたします。

これからも子どもたちが安心・安全に屋外で過ごせる環境をつくるということは大事だと思いますので、引き続き暑さ対策を進めていただきたいと思います。校庭に熱が籠もりにくくなるような土を利用するなど、様々な手法を研究していただきたいと思います。

また、先ほどの説明にもありましたが、参考記事の事例を拝見しましたが、その事例と区内の学校の校庭・校舎などの設備や、地域の方々の様々な利用状況を比較しますと異なる部分が多々ありますので、活動範囲の制限、安全性、メンテナンス作業等の課題があると考えています。

○つる委員長

それでは、本陳情については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、(2)令和7年陳情第38号、区内公立校の校庭などにサンシェード（日よけ）の設置を進める陳情を採決いたします。本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○つる委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第32号）

○つる委員長

次に、予定表３の報告事項を聴取いたします。

(1)専決処分の報告について（報告第３２号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○荒木学校施設担当課長

私から、報告第３２号、和解および損害賠償額の決定に関する専決処分について、ご報告いたします。

S i d e B o o k s 資料３－１をご覧ください。

本件は、地方自治法第１８０条第１項の規定による議会の指定議決に基づき、自転車走行中に起きた歩行者との接触事故に伴う和解および損害賠償額の決定について、令和７年８月１８日に専決処分いたしましたので、同条第２項に基づき議会に報告するものでございます。

事故の概要です。令和６年１０月３０日、教育委員会事務局庶務課の職員が運転する自転車が、品川区大崎二丁目７番先の路上を走行していた際に、右前方の安全確認を怠ったため、道路を横断してきた歩行者に接触し、歩行者が右座骨骨折等を負ったものでございます。

示談の内容です。損害賠償金を品川区が支払い、以後、本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず、何ら異議申立てをしないことを確約済みでございます。損害賠償額です。けがをされた歩行者に対して３１万４,１０３円、同者が加入する保険者に対して１１万７,９７０円でございます。

参考として、２ページ目に現場見取図、３ページ目に現場写真を添付してございます。

今後このようなことがないよう、細心の注意を払い自転車の運転を行うように指導を徹底いたします。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

単純な確認なのですが、資料を見ますと普通に道路を横断してきたということで、普通に見ると、運転していたら確認できる感じがしますが、なぜ交通事故になってしまったのか、伺いたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

写真を添付しておりますが、こちらは後日、明るい時間帯に撮った写真でございます。夕刻５時ぐらい、薄暗い時間に、学校施設の現場から帰ってくる職員が起こした事故でございます。この薄暗い中を自転車で走行していた際に、対向車がスピードを出してきたということで、その対向車に気をとられてしまい、その陰から横断してきた歩行者に気づかなかったという状況を聞いてございます。

○のだて委員

暗い中だったということですが、今回、骨折もされているので、今後こういったことがないように十分気をつけていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

去年１０月３０日ということで、半年以上たっています。この間、どういう経緯をたどってきたのか。先ほどのお話だと、説明がよく分かりませんでした。車が通り過ぎて、その後ろから歩行者が急に飛び出してきたのか。この写真を見るとここは横断歩道もない場所なので、過失割合は何対何だったのか、

詳細をお聞きたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

まず、事故の発生状況でございます。今、委員がおっしゃったとおり、車の陰に隠れてしまったという状況がありましたが、やはりこちらの職員の不注意が一番の原因でございます。手元に責任割合についての資料はありませんが、区のほうにやはり責任があるということで、今回、賠償額をお支払いいたしました。

もう一点の昨年10月発生時からこの間まで間が空いたというところですが、特にこれは裁判になったものではございません。この間、けがをされた方の治療と回復を待つて、さらに賠償額の交渉を続けておりまして、ようやく両方で合意が図られましたので、このたび専決処分という形で処理をしたものでございます。

○若林委員

いわゆる保険の中で、教育委員会のほうで全面的に注意を怠ったことを理由に、区で責任を取ったというふうに理解いたします。

○つる委員長

ほかにありますか。

では、1つだけ教えてください。時間帯は夕方とありましたが、それは何時ぐらいだったのか。あと、職員の方が、これは多分方向を見ると、恐らく本庁に戻る途中だと思いますが、勤務時間の考え方や、これはたまたま乗っているのは自転車で、自身が運転者ですよね。あとは、基本的にはハンドルを握っているのは職員で、代行業者というかタクシーに乗っているときはまた全然別だと思いますが、移動のときの考え方。

このときは、通常の勤務それから時間外なのかというところの捉え方。管理下の時間の中で発生した事故。区の場合は、基本的に車両の保険は、任意で入るものは入っていないということだと思いますが、自転車もたしか購入するときに入る保険、任意保険のようなものがありましたよね。そういう関係なども教えてください。区の、自動車と同じような保険の加入の考え方を教えてください。

○荒木学校施設担当課長

まず、時間帯でございます。こちらは夕刻の5時頃と記憶しておりますので、まだ勤務時間内でございます。当日事故を起こした直後に私にも連絡がございましたので、まだ勤務時間内であったと記憶しております。

2点目の保険に関してです。こちらは、自転車の中でも庁内の庶務課として持っている自転車でございます。庶務課として持っている自転車のほかにもバイクや自動車もありますが、一体として自動車保険などを掛けております。

今回の保険金に関して言いますと、区もそういった保険に加入しておりますので、けがをされた当事者とも保険代理者を通して話し合いなどをして、賠償額などを決定し、お支払いしたというものでございます。

○つる委員長

そうすると、定時、定刻がありますが、職員の方の基本の時間であったと。これは人事的な話だと思いますが、超過になりそうだというときには申請をして、残業手当がつく形になると。例えば帰っている途中で5時頃。でも多分この辺から自転車であれば、定刻で帰庁できるという判断だったと思いますが、逆に間に合わないというときに、15分過ぎた後に例えば事故が発生したときは、これは個人の判

断という範疇になってしまうのか。その確認と、今、保険とありましたが、車両や自転車も含めてですが、そこから支払いではなかったのですよね。保険とありましたが、支払いの元というのは、どうなっていたのですか。

○荒木学校施設担当課長

まず、勤務時間の考え方です。5時近かったこともあり、事前に超勤申請を出した上で勤務していたものでございます。ですので、仮に5時15分を超過していたとしても、それは勤務時間内ということとで処理をする形になろうかと思えます。

もう一点は、保険の区の支出です。本件事故自体が、特別区の自治体総合賠償責任保険の対象となっておりますので、実際はこちらから支払っているという形になってございます。

○つる委員長

分かりました。

ほかによろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 学校プール施設のあり方の検討状況について（中間報告）

○つる委員長

次に、(2)学校プール施設の在り方の検討状況について（中間報告）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○荒木学校施設担当課長

それでは、学校プール施設の在り方について、検討状況を中間報告させていただきます。

S i d e B o o k s 資料3-2をご覧ください。

項番1の経緯についてです。現在、全ての区立学校46校にプールを設置しており、水泳授業は命を守るすべを学ぶ機会など、大きな役割を果たしています。さらに、災害時には防火用水や生活用水としても活用できる重要な施設でございます。しかし、昨今、気象変動の影響で水泳授業の中止回数が増加し、計画どおりに授業を実施することが難しくなっています。こうした状況を踏まえ、区では水泳授業の実施率を向上させるため、プール施設の在り方や授業の実施方法について検討を進めています。

次に、項番2と3、現状についてです。区内の学校プールは大きく4つの施設に分類されます。屋内の温水プール、屋上プール（開閉式屋根）、屋上プール（屋根なし）、平置きプール（屋根なし）でございます。表形式でプール種別ごとの令和6年度の授業実施率や特徴、コストなどをまとめております。また、水泳指導の実施に当たっては、小学校では年間およそ10時間、中学校は8時間程度を計画時数としており、外部指導員を活用し、教員の負担軽減や安全確保に努めております。

次に、資料右上、項番4、プール施設における主な課題でございます。特に屋根のない平置きプールでは猛暑や豪雨の影響を受けやすく、ほかのプールと比較し授業実施率が低くなっています。また、コストについては、プールの種別によって整備および運用に関わるコストに大きな差が生じています。さらに改築工事が長期化する傾向にあり、代替施設の計画確保は難しくなっており、それに伴い教職員の負担も大きくなっています。

こうした課題への対応として、項番5に示す方向性で検討を進めています。児童・生徒の水難事故防止と身体能力向上の実現に向け、プール施設の天候影響対策とプール共同利用、民間施設活用について検討しています。

項番6では、その具体的な取組として、今年6月に屋上プールに日よけシェードを部分設置し、効果を検証いたしました。結果、プールサイドの表面温度とプール水面の温度低減効果が確認されました。

項番7、今後の進め方です。令和6年度に引き続き水泳授業実施状況調査を行います。天候影響対策の拡充として、既存校への日よけシェード設置、改築校の計画へ反映いたします。さらに、改築工事中の学校を対象として、来年度の温水プール共同利用を計画いたします。年度末までに学校プール施設の在り方を取りまとめる予定です。

子どもたちを暑さから守り、水泳授業を実施する方策について、引き続き検討を進め、改めてご報告いたします。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

〇のだて委員

4つのプールの種別が示されて、この間の水泳授業実施率が書かれています。③の屋上プール（屋根なし）というのが17校で、94%の実施率、平置きプールの屋根なしというのが19校で、82%の実施率ということです。12%と結構差がありますが、なぜこうなっているのかというのを伺いたいのと、今回、日よけシェードを実証したところ温度低減効果があったとのことですが、何度低くなったのかが分かれば伺いたいと思います。

〇荒木学校施設担当課長

2点ご質問いただきました。

1点目のプール種別の③の屋上プール（屋根なし）と④の平置きプールの水泳授業実施率の差でございますが、分析としては、お手元の資料の項番4に天候による影響で少し記載してございます。特にこのプール施設④に関しましては地上部分に設置してございます。周辺の住宅や校舎本体自体に囲まれておりますので、風通しが悪いですとか、周辺の建物からの熱の影響を受けやすいといったところを分析してございます。

2点目のシェードによる温度低減効果がどの程度あったかのご質問でございます。プールサイド表面で約5度、プール水面でも約3度の温度低減効果を確認してございます。ただ、こちら、シェードを部分的に、幅が3メートルちょっとしか張っておりませんので、これを今後さらに広い範囲に設置することで、さらなる温度低減効果が期待できると考えてございます。

〇のだて委員

今回、幅の狭いものですが、シェードを設置して、水面で3度、プールサイドで5度ということで、結構下がっていると思います。ぜひそうした対策も進めていただきたいと思います。

水泳授業を実施する前提の話になってしまうのですが、実施に当たっての判断基準は、どのようなものか、伺いたいと思います。

〇荒木学校施設担当課長

水泳授業の実施の判断基準というところで認識したものでございますが、暑さ指数WBGTの確認と、あとは熱中症警戒アラートが出れば当然中止という判断をしているものでございます。

〇のだて委員

判断については暑さ指数もあるということですが、プールの水温とかプールサイドの温度といったことは関係ないのでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

こちらも教育委員会として一律に何か基準を設けるものではないので、詳細に答えられませんが、学校によって水温と気温の合計値が最低これぐらい、最高でこれぐらいといった幅の中に入っているかといった確認を最低限し、暑さ指数の確認と熱中症警戒アラートが出ていないかどうかという確認を行った上で、水泳授業を行っております。

○のだて委員

各学校で判断が多少違うということだと思いますが、先ほどの課題のところで見ると、熱が籠もりやすくて、水温も下がりにくいといったので、水温がやはり関係してくるだろうということで確認させていただきました。

先ほど日よけシェードの効果があるということでしたが、これから改築していくところは、基本的に屋根つきにしていきたい。今の温暖化の下で猛暑が続いていく中で、水泳授業を実施できないということが起こっておりますので、しっかりと計画どおり水泳授業を実施できるように、基本屋根つきということで進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

現在の屋根つきプールの整備基準といたしましては、資料に記載のとおり30クラス相当以上、おおむね1学年5クラスを超えるような大規模校で、効率的な授業運営のために設置しているものでございます。この整備に当たりましては、コストもさることながら、屋根は建築物と一体となりますので、法的な制限などをクリアする必要がございます。ですので、資料で言うところの屋上プールに対して、シェードを設置するという方向で現在は暑さ対策を進めていこうと考えてございます。

○のだて委員

建築の課題もあるというお話でしたが、ぜひ水泳授業が計画どおりに実施できるように進めていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

当たり前ですが、平置きプールはやはりなかなか稼働率が悪いというのが現状であって、サンシェードで5度、3度低くなったという実証実験は大変すばらしいです。例えば屋上プールに今サンシェードは検討の中にあるとのことですが、平置きプールにそういう検討があるのかないのか、まず聞かせてください。

○荒木学校施設担当課長

今回のサンシェードでございますが、今回の実証実験に関しては、屋上プールに設置しました。今年度中に④の平置きプールに関しましてもシェードを設置して、来年の水泳授業に臨んでいこうと考えてございます。

○まつざわ委員

これから計画で順番が示されると思うので、今お聞きしたいのですが、ぜひ順に。大きい学校だから先とかでなく、やはりバランスがあると思うのです。大きいから設置するのではなくて、小さくともプール授業ができない子どもはみんな一緒ですので、そこら辺のバランスはしっかりと考えていただきたい。

プール施設の課題の中で出ているのが、改築工事が長期化すると代替施設の確保が厳しいということ

と、施設利用に係る調整や移動時の安全確保など教職員の負担が大きいとここに書いてあります。こういった課題はもともとと言われています。だからこそ外部スタッフに委託するとか、サポートをするとか。例えば送迎バスであるとか。そういった考えもいいと思っているのですが、そこら辺の課題に対して、今現状どうということが話し合われているのか、教えてください。

○荒木学校施設担当課長

移動時の教職員の負担軽減につきましては、まだ実証段階がありますが、来年度、改築工事中でプールがなくなる鈴ヶ森小学校、源氏前小学校などで、他校のプールを利用するためにバスを借り上げて、実証実験的にバスを運行してみようかと考えてございます。これで効果が得られれば、ほかの学校にも波及できるか検討したいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

まず、プールの在り方の前提としまして、水泳教育が始まって学校プールが導入された歴史があるかと思いますが、その目的と、現在の目的はこちらの資料にもありますが、健康の増進や防災の観点等もあるかと思います。まずその辺りを併せて教えてください。

品川区は東京湾に面してしまして、目黒川や立会川、運河もありますし、水辺に親しむようなことを子どもたちは行っているので、水辺の安全教育としても水泳の授業には大変意義があります。全ての子どもたちに水辺で身を守る知識と技術、水辺から命を守る総合水泳能力を身に付けてほしいと私は考えています。品川区において、どのような水泳教育が今後必要であると区はお考えなのかというのをまず確認させてください。

○荒木学校施設担当課長

まずは水泳授業のきっかけでございます。我が国におきましては、全国的に実施されるようなきっかけとしては、昭和の時代に遡ります。当時、船舶事故で小学生が多数溺死してしまったことを契機として、あとは東京オリンピック開催によっても競泳の人气が高まった背景がございまして、昭和初期に国を挙げてスポーツ振興、水泳授業を振興していこうという流れから始まったと聞いてございます。

その上で、品川区においても区の学習指導要領に水泳授業の重要性をうたっております。区の教育要領においても、水泳授業は命を守るすべを学ぶことと体力向上、さらには技術の向上を目指す中で、他者とのコミュニケーション力育成という観点からも、水泳授業の推進をしている認識でございます。

ですので、今後も水泳授業を大切に実施していくために、このように暑さ対策、熱中症予防をしっかりと取り、今後も水泳授業を絶やさぬように続けていきたいという考えでございます。

○横山委員

水辺の教育であつたり、身を守るための教育であつたりを品川区では大切に思っているということを確認できました。安心いたしました。

そこで、様々今、課題解決に向けた検討の方向性ということで、ロジックモデルをつくって考えていただいているのだと思います。ロジックモデルを取り入れて検討を進めていただいているのはすばらしいと思いますが、この5番、もう少し詳しい経緯等や、ここでまとめられた部分が表示されていると思いますが、詳細についてご説明いただけないでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

資料のロジックモデルに関しましては、最大の目標が、長期アウトカムに示しているとおり、児童・

生徒の水難事故防止と身体能力向上と考えてございます。そのための方策といたしましては、昨今の暑さという状況を克服しなければならないということがございますので、プール施設の天候影響対策、さらには、自校だけではなくて、他校の温水プールや屋根のかかったプール、水泳授業を行うには適した、非常に効率よく行える環境のプールを共同利用することも加えて検討を進めております。

それぞれこのようにアクティビティ、短期アウトカム、長期アウトカムと続けておりますが、この達成状況に関しましては、今後の効果検証などを踏まえて、さらには、昨年度も実施した水泳授業実施状況調査を今年度も各学校に実施いたしますが、このような評価結果から、対策が適正に進んでいるかを確認して、対策を向上させていこうと考えてございます。

○横山委員

理解いたしました。

こちらのプールの共同利用や民間の施設の活用がありますが、他の自治体の新しい取組で、やはり民間プールの活用や共同利用、バスでの移動、外部人材の活用、5月や9月などに授業の時期をずらすという取組等があるかと思いますが、もしほかに教育委員会として何か事例等を把握していましたら教えてください。また、それぞれのメリット、デメリットについても教えていただけないでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

今、委員からご提案いただきましたように、水泳授業の実施期間をある程度柔軟に設定するのが非常に効果的だと考えてございます。実際に本年度も通常は6月中旬から授業を開始するところを、もう少し早めて6月上旬から授業を開始した学校もあると聞いてございます。

今後、教育委員会としては、各学校で独自に授業期間を設定していますが、その授業期間と授業実施率との相関関係を各学校で共有できるようにするのですとか、あとはプールの共同利用につきましても、来年度から始める実証実験に基づいて対策を広げられるか検証していきたいと考えてございます。

課題についてです。共同利用時の課題については、やはり先ほども移動が話題になりましたが、特に移動に関しては移動時間を取られることが非常に大きい課題だと認識してございます。具体的に申し上げますと、通常、水泳授業は2コマ連続して行っていることが多いのですが、自校であれば2コマ連続して約90分間とその間の休み時間を取れるところを、仮にそこに移動時間が入ってしまうと、どうしても移動時間分、プールで泳げる時間が減ってしまいます。プールで泳げる時間が減少していくものをどこで、例えばほかの教科で振り替えるのですとか、また新たな課題も生じてくると考えております。その辺りは来年度の試行実施を踏まえて、対策を考えたいと思います。

○横山委員

そういった様々課題等は、試行実験をしながら出てくる部分があると思いますので、各学校ではなくて全体でいろいろ共有したり、調整したりなど様々あるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

設備ありきではなくて、泳力にこだわり過ぎることもしなくてもいいと私は思っています。例えば水泳授業の中で、きちんと水辺で身を守ることができるというところに視点を置いて、水の中で過ごす技術を磨く時間と、また、例えば防災教育など知識を付けるという総合的な観点から、子どもたちに水難事故の防止の部分で力が身に付くことが大切だと思っています。

そうした防災の観点からも、体育に限らず、ウォーターセーフティーの学習機会を担保していくことで、水難事故から自分や周りの人たちを守る力を身に付けることを目的として、それを達成するための現実的かつ効率的なプールの在り方の検討をぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○つる委員長

ほかにありますか。

すみません。そもそも水泳の授業自体の所管というのは、何課ですか。授業の中身というか、その深いところが教育総合支援センターで、今日はいらしていないので、今までの議論というのは当然いいのですが、そこをお願いしたいと思います。

○高橋（し）委員

2つあります。

1つは、この2番の建築等のコストです。屋内プール（温水対応）、屋上プール（開閉式屋根）とありますが、これは先ほどお話があったように、建築基準法の中で建築物になるので、強度などいろいろなところからこれだけ金額が違ってくるのかということと、この先、改築の計画が出てきたときに、例えば屋上プールにして屋根なしでシェードだけというものにするのか。その辺りの方針は、まだ出てなければ出ていないでよろしいですが、今後の方針を伺いたいと思います。

2つ目は、先ほどの共同利用の温水プールは、これは義務教育学校の4つを活用するという認識でよろしいでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

まず、プール施設のコストに関する質問でございます。本日お配りした資料ですと、概算費用をはじめたもので詳細なものではありませんが、基本的には、委員がおっしゃっていただいたような法的、構造的にプールを造るに当たって柱を太くするとか、壁をしっかり厚くするといったものが加味されています。さらにこの①の屋内プールに関しては、水温の設定と室内環境の設定を全て機械設備に頼っておりますので、そういったことからかなりコストが多くなっているものでございます。

今後の施設の整備方針については、ちょうど今検証中ではありますが、基本的には、改築時については、それほどクラス数が多いのであれば、③の屋上プールを基本として、シェードを設置する対応を進めていきたいと思います。現状の④の既存校につきましても、順次シェードの設置は続けたいと考えてございます。

2点目の共同利用につきましても、来年度においては、委員がおっしゃっていただいたような区内の義務教育学校を中心とした温水プールの活用で共同利用していきたいと考えてございます。

○高橋（し）委員

今後の方針はこれからだと思いますが、今大体お話になった方針で進めていかれると思います。日よけですね。室内でできない場合にはシェードをぜひお願いしますということと、これは要望ですが、移動の話が先ほど出ましたが、移動のときには、時間もさることながら、先生方の引率、そういったところにも注意して、安全に進めていただきたいと思います。ぜひ共同利用をお願いしたいと思います。

温水プールがある学校の周りで、今少し想像してどの辺で乗り降りできるか考えたら、なかなか厳しいところがあると思います。その際の安全確保とかその辺にも留意して、ぜひ共同利用を進めてください。これは要望です。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

2番の③④の令和6年度の実績ですが、水泳授業実施率が、③が94%、④が82%。2割減ですか。やはり実施率がどうしても低くなっています。令和7年度も調査するというので、当然、令和7年度

はもっと実施率が低くなっているということは、容易に考えられます。

今までの話の中では、③と④はシェードで対応というご答弁だと思いました。そうすると、36校。各学校、屋上と平置きで構造が違うので何とも言えませんが、1校当たりのシェードを設置するための金額はどのぐらいなのでしょう。

○荒木学校施設担当課長

ちょうど今シェードの設置額は各業者に見積りを取っているところです。例えば太い支柱を必要とする場合はやはり数千万円単位でかかる可能性もありますし、既存の設備、壁などで設置する場合であれば数百万円程度で済む場合もあり、かなり差が大きくなっています。そこに関しましては、安全でなおかつ経済的な方法を取れるように検討していきたいと考えております。

○若林委員

支柱が必要なところもあるのですね。数千万円ですか。

今もう9月ですけど、36校全てに来年の夏に備えてシェード等の対応をします。なおかつ、共同化でバスも。バスはどういうふうに調達するのかも含めて、そうすると億単位の予算がかかるのが容易に出てくるわけですが、先ほど7番の今後の進め方で、学校プール施設の在り方を年度内にまとめるとのことでしたが、来年度の予算をしっかりと組むためには、年度内に在り方という悠長なことを言っているのでしょうか。来年度きちんと36校、少なくともきちんと手当てできるのでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

対策の進め方ですが、必ずしも来年度全校実施するものではございません。昨年度の調査も踏まえますと、プール③、プール④のとおり、現状の施設でも十分に授業を実施できている学校がございます。

一方で、実施率が大幅に低く、6割、7割程度しか達成できなかった学校がございます。こういったところを優先的に整備していくということで、来年度以降、継続して天候影響対策に取り組んでいければと考えてございます。

○若林委員

実施率というよりも、学校単位で見ていくほうが現実的みたいなのですね。平場にしても屋上にしても、そんなに温度が変わることはないような気がします。学校によって違う原因、要因は何でしょうか。

○荒木学校施設担当課長

まず、プール種別③に関しましては、改築校が中心になる、屋上プールですが、やはり高層部に設置してありますので、印象的には日射が当たり過ぎるといった懸念はありますが、実際、上部にありますので風通しがよく、イメージで書いてあるような大型ひさしが非常に効果的で、水温の低減、温度上昇の低減に役立っていると分析してございます。

一方で平置きプールに関しては、全体を覆う日よけはなかなか現状設置している状況ではございませんし、先ほども申し上げましたように、周囲の建物からの熱放射が水温の上昇にかなり悪影響があるという分析をしております。

基本的には、このシェード対策についても、④の学校の実施状況を踏まえた上で対策を進めていくのがいいと現在考えております。

○若林委員

分かりました。いずれにしても、億単位なのか数千万円単位なのか分かりませんが、一定のお金がかかるということです。これは適正に適切に適宜、どうしても対応しなければ実施率が下がってしまうと、

維持できないというところについては、確実に担保していただくことが大事だというのが1つです。

先ほどバスの話がありました。すみません。バスについての答弁をお願いします。

○荒木学校施設担当課長

失礼いたしました。バスの借り上げにつきましては、来年度は区役所のバスではなくて、民間のバスを確保するための予算を組もうと考えてございます。こちらもあり1校当たり100万円、数百万円程度はかかる見積りが上がってきていますので、こちらもあり効率的に運行できる計画を立てたいと考えてございます。

○つる委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

○筒井副委員長

今のサンシェードの話ですが、数千万円とか数百万円ということですが、屋根を造るよりはコストは当然ながら抑えられるのですが、屋根を設置するのとサンシェードをつけることの差と、当然この暑さ対策は早急にやらなければいけないので、屋根を造る工期と、サンシェードを取り付ける工期の差というのは、どのくらいなのでしょう。分かる範囲で。

○荒木学校施設担当課長

屋根とサンシェードの違いでございます。プール施設の現状の資料をご覧くださいと分かるかと思いますが、屋根につきましては、学校改築時に初めから設計に加えて工事をしないと、なかなか設置できるものではないということが前提でございます。

その上での費用比較というところです。シェードが仮に最大数千万円とした場合、屋上プールの屋根に関しましては、整備段階のコストをご覧くださいと分かるかと思いますが、約7.5億円という非常に大きな額になっております。

改築時に関しましても、基本的には③の屋上プールを基本としながら、日よけシェードで天候対策をしていこうと考えてございます。

○筒井副委員長

承知しました。屋根を造るよりは費用が抑えられるということで、工期も当然短いと思います。

プールの民間施設の活用です。区内にそれほどあるのかなという感じですが、大体何か所ぐらいを想定しているのですか。

○荒木学校施設担当課長

区内の民間施設でございますが、調べたところ10施設ぐらいです。ただ、10施設が全て使えるという状況ではなく、ヒアリングしたところで言いますと、そのうち数える程度しか使えないとは思っております。さらには当然コストもかかりますので、優先順位としては低いと考えてございます。

○つる委員長

ほかに。

○高橋（し）委員

すみません、先ほどちょっとお話しするのがあれだったのですが、今、課長がおっしゃったように、日よけとかバスの費用が随分かかるということですが、私、予算特別委員会でもお話ししましたが、教育委員会から、こういうことをやりたいという予算要望をたくさんしていただきました。教育的な効果をももちろん踏まえて出したのですが、ホームページに公開されている要求額から見て、実際の予算になったのがかなり減っていて、何校かやる予定が1校になっていたということがあるので、ここは教育

長に頑張っていたいただいて、今お話に出てきた要求ですね。今、課長はお話ししていますが、全部通るとは限らないわけですね。ですから、そこはぜひ教育委員会として実現するように、財政担当のほうに要望していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○米田教育次長

ただいまかなり踏み込んだ数字の話もさせていただきました。この数字について、やはり一定程度、我々としても精査していく必要があります。その上で今後予算要求を行います。

教育の思いは受け止めていただいた上で、当然査定する側としても全体の調整があると思います。教育の所管としては、できることは次からやっていきたいと考えているところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

今の高橋しんじ委員のお話に関連しますが、先ほど金額の話もあって緊張感もあり、大きい、それだけのボリュームのある予算のかけ方と、なかなか施設とか就学人口の規模によってジレンマが生じた中で、個別の対応としては数百万円から数千万円あると。その差も大きいですが、ただ、それを当然命には値段はないわけで、子どもたちも、また教職員も命をしっかりと守るという観点では、これは値段では推し量れない、施設の整備というのは。

その上で行政の予算、お金の使い方の中では、やはりそれをどういうふうに出アウツカムで、授業だけではない価値を。温水プールなどは、区民に使っていただくとかあるわけですね。だから例えばシェード等のそれだけの大きなお金をかけるのであれば、授業の期間は、今既存であれば6、7、9月の実質3か月弱であると。

それだけの設備にお金をかけて、その運用の在り方。これは経費等の問題も出てくると思いますが、そうしたところも含めやっていくことによって、それだけ施設にお金をかけてやっていくというのは、幅広になっていくのではないかなと。あとは、授業も幅広にしていくという部分もあったわけですし、ここでも5番にあるとおり中長期のアウツカムを達成するためにお金を、そこはしっかりとやっていくと。その上で、これだけお金をかけるのであれば、こういったことにも活用、転用できるのではないかな。体育館などは、災害時には大きな避難所施設です。

ただ、プールは避難所にはならないですね。水利の確保という部分ではあるかもしれませんが、年間通して大半ほぼ緑色になる状況であれば、シェードにそれだけのお金をかけるときの活用方法は、併せていろいろ検討していけば、今の話の中の、これは場所が違うかもしれませんが、というところにもなっていくのだらうと。

あくまでもこれは長期のアウツカムと子どもたち、教職員の指導する側の部分で、高橋しんじ委員ではないですが、それはしっかりと進めていくというところは必要だと思います。活用・転用についても、併せて考えていただければと思いました。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 光林荘におけるトコジラミ発生に関する対応について

○つる委員長

次に、(3)光林荘におけるトコジラミ発生に関する対応についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

私より、光林荘におけるトコジラミ発生に関する対応について、ご説明申し上げます。

S i d e B o o k s の資料をご覧くださいませ。

まず、概要・経緯でございます。令和7年8月5日、林間学園宿泊中の学校からトコジラミ発生の連絡を受領し、同日宿泊予定校の宿泊をキャンセル。そして日帰り行程で実施し、その後8月6日に点検を実施したところ、4部屋でトコジラミの痕跡を確認いたしました。8月12日には、過去の一般利用者から、シーツに血糞等の汚れがあったとの報告を受領し、そういったことから8月13日から14日の全室駆除作業および点検を実施した後、林間学園の中止を決定したところでございます。

その後、これまでの経緯について区のホームページで公表し、施設管理運営事業者の事情聴取などを実施し、今後の衛生管理の強化策の確認を今、進めているところでございます。

8月25日には、運営事業者に顛末書の提出を求め、そしてこれまでの状況などを踏まえた上で、移動教室については中止することを決定し、区のホームページで公表したところでございます。

トコジラミが発生または痕跡が確認された部屋につきましては、301、302、304、312、329、201、202の全部で7室でございます。S i d e B o o k s の資料2ページ目に光林荘の図面を掲載しております。一番トコジラミの痕跡が多かったのが301号室でございます。302、304につきましては、1匹、2匹程度でございますので、状況としては、恐らく301のが移ったのではないかと考えられておりますが、確定した原因については、やはりトコジラミというものの性質上、なかなか難しいところでございます。

資料1ページに戻りまして、今後につきましては、現在各種バスの中止、キャンセル対応ですとか、代替行事の実施を校長会と連携しながら進めております。現在の調整状況におきましては、最短で10月8日から、そして今回6年生の移動教室だけではなく、5年生の林間学園も含めて、3月までの間で調整を図り、バスについては全て確保ができましたので、今、宿についても調整をしているところです。同じ日光にある葛飾区立の林間学園施設ですとか、あとは民間の教育旅行を受け入れている宿など、幾つかのところに掛け合いまして、ほぼ全ての学校で代替行事は実施できるような形で進めております。

○つる委員長

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時57分休憩

○午後 1時00分再開

○つる委員長

ただいまより文教委員会を再開いたします。

光林荘におけるトコジラミ発生に関する対応についての説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

前回の8月の委員会でも言いましたが、トコジラミがいったいいる部屋で児童を寝かせた対応については、今後そうしたことがないようにやっていただきたいと思います。

今回、代替策の検討状況の説明がありました。バスや宿泊施設も確保できる見通しで、よかったと思っています。今回5年生の林間学園が17校中止、6年生の移動教室も全て中止になったので、代替策が必要だと思っていましたのでよかったですが、先ほどのご説明だと、日光の施設も確保しているということだと思いますが、そうすると、今までと大体同様の行程で行くのかどうか伺いたいのと、資料の今後についてで、キャンセル料の支払いをしているということでしたが、キャンセル料は幾らぐらいになるのですか。伺いたいと思います。

○石井学務課長

日光の代替行事に関しての行程ですが、学校の都合などもありますし、時期についてもこれから冬、春にかけてになります。なので、全く同じ行程になるかは、これから旅行会社等と検討した上で進めます。

また、キャンセル料につきましては、もろもろこれまでかかったバスのキャンセル料がございますので、今計算しているところでございます。

○のだて委員

今、検討中とのことでしたが、ぜひ代替策をしっかりと実施できるようにしていただきたいと思います。

今後の光林荘ですが、使用開始時期など見通しはどうなっているのか、伺いたいと思います。

○石井学務課長

光林荘は、教育委員会で実施する林間学園や移動教室等の受入先であると同時に、保養事業も実施しております。保養事業につきましては、また別途区民委員会で議論されるものだと思いますが、現在対策を立てているところでございます。

移動教室、林間学園に限って言うのであれば、今年度につきましては代替行事ということで、他の施設で実施することを考えておりますが、万全な対策を付した上で、来年度については光林荘で実施できるように進めていきたいと考えております。

○つる委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

○高橋（し）委員

代わりの案を考えていただいて、その実施に向けてほぼ全校が行けるような感じなので、5年生、6年生の児童そして保護者の方にとっては楽しみな行事になると思います。いろいろなルート、いろいろな手だてを使って宿を探していただいていると思いますが、その辺の情報収集について、お話しできる範囲があればお伺いします。

○石井学務課長

今回代替手段を講じるに当たっては、まず我々学務課の職員が調べたところと、あと移動教室や林間学園を実施する際には、バスのところで旅行代理店を通じて行っております。そんな旅行代理店のお力添えもいただきまして、例えばまず一義的には日光で教育旅行を受け入れている宿がないかを探してもらいました。一方で、学校につきましても、これから例えば受験ですとかいろいろなものが入ってきますので、学校の希望を伺った上で、旅行代理店の中で教育旅行を受け入れているという条件で探してもらいましたところ、民間の宿が、奥日光ですとか日光市内にも幾つかございました。そういった情報をいただきながら、あとは個別の宿との調整を進めているというところです。

さらに葛飾区が日光に施設を持っていることも我々は把握しておりましたので、そういったところの

調整もしながら進めてきたという経緯でございます。

○高橋（し）委員

かなりご努力していただいて、実現したのだと思います。ありがたく思います。

実際に行くとなると、学校の引率する先生たちからすると、今までは日光だから、こういう部屋割りでこうなっていて、場所がこうなっているからここは安全だとか、ここはあれだということはもう把握できていて、学校行事ができていたのですが、恐らく幾つかの場所で実行するとなると、もちろん実踏に行かれると思いますが、事故やあるいは行程もいろいろ考えなければいけないと思うので、その点までしっかりと把握して、現場は大変だと思います。その辺りも教育委員会でしっかりといろいろ工夫していただいて、学校現場が円滑に日程をこなせるように協力していただきたいのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○石井学務課長

もちろん事業の実施に当たっては、現場職員による実地踏査は確実だと思っております。ただ、その一方で、これまでは光林荘という固定の施設で実施することを前提にプランが組まれていたものですから、今回分散するに当たっては、まずは児童の安全に最優先に配慮できるような形で教育委員会としても全力を挙げたいと考えております。

○高橋（し）委員

では、最後に。毎回5年生、6年生が行っていたので、特に食事などは、品川区の学校に向けてしっかりと献立を考えていただいたり、ハイキングのときの食事の在り方とか水分補給といったこと、最後、牛乳を飲んだりというのもあれだったりするのですが、今度ゼロからなので、特に献立などの食のほうもしっかりと教育委員会で学校と詰めて、宿が変わってしまったからちょっとこういうところがみたいにならないようにお願いしたいのですが。最後、それだけです。

○石井学務課長

委員ご指摘の食事、これは例えばアレルギーの問題も含まますし、繊細にならねばならないところではございます。葛飾区の施設につきましては、同じような形で林間学園を実施しているところでございますので、児童・生徒にとっての対策は一定程度できているということ。それ以外の民間施設に関しても、教育旅行の受け入れ実績のあるところを中心に選んでおります。

ただ、そういった中でもやはり食事の面や、日程も変わりますので、例えば夏季に実施する場合と今回別の日程で実施する場合でも配慮事項は変わってくると思います。食事、水分補給等も含めてしっかりやっていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

以前、議論があったかもしれませんが、光林荘自体が安全宣言というか、できますよというのは、何を基準に誰が判断するのか、教えてください。

○石井学務課長

安全宣言についてです。まず一義的には、保養事業として実施の部分があります。ただ一方で、施設の側もこれまで教育で受け入れてきたという実績が多うございますから、教育で受け入れられるぐらいの水準を担保できることによって安全としたいということを申しているところです。その辺りは、今、施設運営事業者と協議していますが、施設運営事業者と教育委員会と、あとは保養事業の所管である地

域活動課が連携した上で判断することになろうかと考えております。

○まつざわ委員

間違っていたら指摘してください。こういう事例が出たときに、虫というのは、なかなかこういうところだと難しい問題もあると思いますが、例えばこういうのが出たときに、光林荘以外の区の施設とか、契約という大げさでしょうか。こういう事例が起きないように、やはりいろいろ施設のチェックをしないといけないと思いますが、区で保有する施設の害虫対策のガイドラインの作成や見直しは、ぜひやっていただきたい。要望です。

○石井学務課長

これは施設の側と実施する側でまたいろいろ視点は異なりますが、例えば我々は教育委員会としてまですることですが、今回トコジラミの発生を受けて、やはり現場の職員とかが、トコジラミと疑われる虫と遭遇した場合のマニュアルを作成しました。

トコジラミをゼロにするのはどういった形でもなかなか難しいですが、一番大切なことは、遭遇したときにどのように対処するかということだと思います。トコジラミはどうしても持込みの可能性があるものですから、やはり見つかった場合については駆除を徹底するという。あとは、当然施設を稼働させる前後にきちんと確認を行うこと。

今回事業者に対して顛末書を求めています。そのときにはやはりそういった確認の徹底や発見したときの対応というもの、そして清掃の強化を求めていくと形になろうかと思っております。

○まつざわ委員

また、全校代替でいろいろほかのところで考えていただけるということで、本当に感謝しております。迅速な対応を本当にありがとうございました。

○つる委員長

ほかに。

○若林委員

8月12日、過去の一般利用者からトコジラミの痕跡確認。シーツに血糞様の汚れがあったとの情報を受領。受領したのはどなただったのか。それから、この報告事実の経緯、取扱い、教育委員会、地域活動課でどういうふうになっているのか。経緯を教えてください。

○石井学務課長

こちら、8月12日の過去の一般利用者は、教育委員会が実施しているものとは違う方なのですが、今年度、光林荘に泊まったことがあるという方でした。ただ、刺されたとかいう被害ではなくて、そういえば、泊まったときにシーツに血糞のようなものがついていたというところでもあります。

ただ、その後、この報告については、今回資料には受領というふうには書いてありましたが、学務課の職員に電話がかかってきたというところ。今回、所管がそれぞれ分かれてしまうので、一般の利用者からそういった報告がありましたということを地域活動課に引き継いだ上で、地域活動課のほうで、もしこの後何かあった場合には、地域活動課に連絡するという形で取り扱ってございます。

今のところ何か大きな被害があったということではなかったのですが、そういえばそういうことがあったということで報告を電話でいただいたものでございます。

○若林委員

8月12日に情報提供があったと。過去がいつなのか、指定管理者はそのことをどういうふうに把握していたのか、していないのかというところは分かりますか。

○石井学務課長

時期ですが、移動教室の日程が５月から７月ぐらいまでですが、そこから林間学園が始まるまでの間の時期で、４月中と聞いております。報告があったのは８月１２日なのですが、品川区のこの事例がＳＮＳで大きく話題になったものですから、それでお電話をいただいたというところでございます。

施設の管理事業者については、無償貸付けを受けて保養事業を行っている事業者でございますが、こちらにはそういった話があったということは、我々からはお伝えしました。そのお客様から、そういったものがあったというふうな細かい部分までは聞いておりませんでした。なので、今回教育旅行だけではなくて、それ以外の保養事業でもそういった話があったというところをお互い共有しながら、地域活動課と連携して今進めております。

○若林委員

教育委員会への質疑なので、ここら辺までだとは思いますが。今後についてのキャンセル料とありますが、何かそれ以上に問題がありそうな感じがしますという感想だけ申します。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

先ほども議論で出てきましたが、マニュアルを作成したとお聞きしました。やはり虫ですので、これから遭遇する可能性がゼロではないというのはそうだと思います。例えば今後発見した際の対応は、具体的にどのようなものなのかを確認させてください。

○石井学務課長

まず、様々なフェーズにおいて対応方法が考えられると思っております。

例えば児童が入室する前に発見した場合については、まず施設に即座に連絡をして、施設による虫の確認をしてもらうこと。そして写真を撮る。それがトコジラミなのかは、保健所に確認してもらう必要がありますので、写真を撮るということ。そして、部屋を移すなどの適切な処置を取ること。当然旅館ですので、発生していない部屋というものもあると思いますから、そういった措置を取ってもらうということ。

そして、児童・生徒が例えば入室後に発見してしまった場合は、それが衣服等に付着する可能性がありますので、まず出入口付近でよく服を払うということ。施設において虫の確認をすること。そして、特に荷物などを確認すること。刺されないのもさることながら、家に持ち帰らないという対策も必要ですので、そういった対策を取ること。

万が一刺されてしまった場合は、速やかに医療機関を受診することなどを今回の手順として定めております。

教育旅行にあってはそれぞれのフェーズにおいて、現場の先生がきちんと判断できるようにすることが一番ですので、そういった観点でマニュアルを作成したところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

では、教えてください。先ほどのだて委員の質問にありましたが、キャンセル料は今実際幾らぐらいですか。例えば何日前だとキャンセル料は１００％などあると思いますが、このようなケースでは１００％になってしまうのですか。８０％などいろいろあると思いますが、それが幾らぐらいでしょうか。

キャンセル料を支払うときは、予算執行上、別建てで何か事になるのか。実際バス会社に支払っていないから、支払いに企てていたところでキャンセル料を払うのか。あとは、代替策を実施して、これはもう手としてはしっかりやっていただくのですが、それがどのぐらいの規模になるのかということです。

あと、今、若林委員からもありましたが、施設の具体の直轄的なところは区民委員会かもしれませんが、ただ、教育委員会の立ち位置としては、それを利用する側としてどこからという部分があると思いますが。情報提供の部分も含めて。

前回のときも伺ったかもしれませんが、求償権といいたいでしょうか。今回こういうキャンセル料が発生したり、代替策を講じたりするところの主たる原因は、お客様の持込みは別にしても、ただ、施設管理では、今現在であれば指定管理者が、きちんと安心・安全に利用できる環境を提供するというのがあると思います。

あとは、先ほどの自転車の件ではないですが、こういったケースに備えて、区としての保険で何か賠償責任保険があると思います。それは旅行会社の支払いの中にポストオンされているかもしれませんが、そういった部分を教えてください。

○石井学務課長

まず、キャンセル料です。主なところはバスが大きいと考えております。特に林間学園のバス費用については、保護者が積み立てた金額から払われております。今回旅行を実施できなかったところにおいて、その部分の私費負担を求めるのは、今回についてはよろしくないと思っておりますので、保護者が既に支払ったお金は学校に返金してもらうとともに、学校からバス会社にキャンセル料を負担してもらうことで、支出の形態としては、学校に関する負担金という形で区からお支払いすることを考えております。

バスについても、約款で例えば何週間前ならば何%というのがそれぞれあります。逆に言うと、移動教室につきましては、バス代についても区が負担しておりますので、代替行事に振り替えてもらうような形で契約変更を今考えております。

今後のキャンセル料の求償につきましては、我々はまず光林荘に対しては、1泊幾らで宿舍借り上げの宿泊契約を結んでおります。その条項に従って、この費用についてどういう形で担保できるかというのは、また引き続き先方と協議の上で進めていくことを考えております。

また、保険ですが、例えばバス会社を通じて、移動中に関しては、バス会社の入っている保険の中で、バス借り上げ費用の中に含まれている部分はあるのですが、今回の宿泊時に関しては、その部分の保険には入っていない状況でございました。

ですので、例えば今回こういうものが生じたときには、やはり来年度実施において、一定程度何かのリスクマネジメントをきちんとやっていく必要があるとは考えております。現段階で、今回の事案に応じて追加で実施しなければならない状態においての何らかの費用的な担保ができる状況ではありませんので、まず、代替行事をしっかりと実施するために、財政部門との協議になりますが、この費用について、今後こういった形で支出ができるのかは引き続き詰めていきたいと考えております。

○つる委員長

ほか、よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

○つる委員長

次に、(4)学校給食における有機農産物等活用推進事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

それでは、私より、学校給食における有機農産物等活用推進事業について、ご説明を申し上げます。
資料につきましては、S i d e B o o k s掲載の資料をご覧くださいませ。

今回、学校給食において有機農産物を導入するという事業を令和7年度、今、進めております。予算特別委員会で様々ご審議いただきました。これらの状況を踏まえまして、これまでの動き、そして今後の動きについて、説明させていただけたらと思っております。

まず、これまでの経過です。4月から5月につきましては、予算特別委員会の審議などを踏まえて、調理現場や地元の青果事業者といった方々の声を丁寧に聞きつつ、どうやったら持続可能に事業を実施することができるかということの体制の構築を進めてまいりました。栄養職員との意見交換や青果事業者との意見交換、調達方法についての検討をこれまで進めてきたところでございます。

そういった話を受けて、6月から8月に事業の具体化に向けた課題整理を進めてまいりました。供給見込み量の検討、6月には有機野菜のサンプル品の比較会を実施いたしました。調理現場の調理代行事業者や学校栄養職員も含めて、慣行農産物と有機野菜それぞれの現物を見ながら、どういう感触かをまず見ていただくということを進めてまいりました。

また、農林水産省も品川区の動きに注目しているということで、今後の学校給食における有機野菜の普及、そもそも有機農業自体の今後の進め方なども含めて意見交換を行ったところでございます。

そういったことを踏まえまして様々な意見を集約したところ、当初この事業を進めるに当たって、これまでも全く有機農産物を使ったことがないというわけではないのですが、こういったことを安定的にするためには、まずは試行的に取り組むところから進めていくのが一番であろうということで、9月に全区立学校において、最低でも3日間、1品目以上を実際の給食で使用して、例えば野菜の大きさや調理時の課題といったところの抽出・フィードバックを行いつつ、9月は大体どの学校でも1日当たり10校程度が今トライしているところです。メニューに有機野菜を入れるというところを進めております。

今後につきましては、この9月から実施している試行を徐々に拡大していきながら、1月には全校で本格的に実施できる体制を整えたいと思っております。

なお、この間、有機野菜そのものについては、そもそも例えば有機野菜で取扱いがないですとか、野菜によっては、いわゆる水煮もしくは缶詰のような形で出てくるといったところに関しては、物理的にまず不可能な部分がございます。そういったものに関しては、既存のものを利用せざるを得ないというふうには考えております。そういった中で、持続可能で調達できるような形で事業を実施していきたいと考えております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今いろいろと現場の方や青果事業者の方とも話し合いをしながら進められて、よかったと思いますが、現状、先ほど最低3日間、1品目以上で今やっているというお話で、9月から始まったばかりなのでな

なかなか難しいと思いますが、1日当たり10校程度ということですが、1校で何品目なのか。1品目だけではなくてやっているところがあるのか。9月に最大実施しているところでは何日間やっているのかなど、現在の実施状況を詳しく伺いたいと思います。

それと、この間行ってきた有機野菜のサンプル品比較会というのが、先ほど慣行品も見ながらどんな感触かという話でしたが、実際どういうことを検討、比較したのかを伺いたいと思います。

○石井学務課長

まず、試行実施ですが、これは学校によって様々です。品目などいろいろなものも異なりますが、例えば品目については、1回に8品目を使うようなところもあれば、1品目というところもあります。すみません、今、数えたところで、何日連続で実施するかについては、細かい数字を持ち合わせてはいないのですが、学校によってかなり様々です。

この試行実施期間に全品目実施できるように頑張りたいというのもありながら、あとはほかの学校の様子を見ていきたいということもあるところでございます。

有機野菜のサンプル品比較会は、やはり現場の中で一番気になったのは野菜の大きさでございます。これまで慣行品というものは、いわゆる2Lアップということで、調理のしやすさを踏まえて、とても大きいサイズのものを納入していただいていた部分がありました。有機野菜だとこれがすごく小さくなって、調理の手間が増えるのではないかと。そういった懸念というものが、とても大きくありました。

実際に青果事業者が持ってきたものの中で、やはりそのときに有機野菜についてのばらつきがありましたが、そういった中で出た意見を踏まえて、市場の中では、生産者と対話しながら、有機野菜の農法であったとしても、一定程度のサイズを確保できるとか、産地によっても、例えばジャガイモなどは北海道などが旬の時期ではあったのですが、その中でそれなりに有機野菜でも大きいものが確保できるという知恵もいろいろと集約されているのが現状でございます。

○のだて委員

実施している学校は様々だということです。積極的にやっているところもあれば、様子見のところもあるということです。なかなか大変そうな感じも受けますが、来年1月に全校で本格実施を予定しているということで、本格実施はどういうことなのか。できる全品目で有機野菜を使うということなのかどうか。その中身を伺いたいのと、この間実施してきている中での課題などがあれば、伺いたいと思います。

○石井学務課長

区立学校全46校で本格実施予定とは、まずはやはり現場の負担なく、きちんと有機野菜を使った給食が提供できること。こちらを本格実施という形でさせていただきたいと考えております。

一方、この間出てきた課題です。一番顕著だったのがもやしです。通常もやしにつきましては、すごく大袋で、キロ単位での納品が可能でした。袋のサイズもすごく大きいものが納品されていましたが、有機農産物に関しては、まだ数百グラム単位の小袋で納品されるというところがあります。こういった場合については、小袋を納品するときには袋を開けて、それで洗浄するとなると、作業の手間だけではなく、異物混入のリスクも同時に抱えることになります。そういったことから、今、市場関係者を通じて、生産者に大型の袋で納入することができないかと交渉を進めているところでございます。

実際に使用した感触ですが、思ったより大きさが気になることは少なかったという報告も一部もらっています。場合によってはジャガイモの幾つかに関しては慣行農産物、例えば特別栽培のほうが少し大きかったり、ニンジンについてもそれなりに同等のものが出ていたりとか。あとは、例えば虫食いリス

クについては、やはり葉物については全くゼロとはいえない状況ではありましたが、実際に調理時間に大きく影響が生じたかと言われると、そういうようなことはないですとか。トマトなどは、慣行野菜と有機野菜に使用感の変化がなかったといった、いろいろ声が上がっています。

一方で例えば野菜の黒ずみを、今までだとピーラーで取り除いていたのを、その部分を切除して出さなければならないといったところもまだ幾つか出てきてはいるので、今後、調達側や現場の調理の工夫といったことも引き続き集約しながら、フィードバックしていきたいと考えております。

○のだて委員

様々課題だと思っていたところも意外と大丈夫そうだという話もありました。現場の方といろいろ調整、意見交換しながら進めていただきたいと思います。

最後に、本格実施が、現場の負担なく給食を提供できるということでしたが、それは品目数とか日数とかも含めて、そういう部分は特になくということなのですか。改めて伺いたいと思います。

○石井学務課長

もちろん毎日、生徒が食べる給食について、有機野菜で給食を提供する。これが目標でございます。さらに、先ほど説明の早期に申し上げましたが、物理的に有機野菜がないものについては、今回いろいろメニューを試していく中で、やはり物理的にないものも多分出てくると思います。それらの課題をきちんと潰した上で実施するというところで本格実施を考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

いろいろヒアリングも行っていて、本当に感謝しております。ヒアリングについて、青果事業者は何社というのはお聞きしましたが、栄養職員というのは、結局36校全校の栄養職員を集めたのか。ある程度試験的な導入ということで、まずはその職員のお話を聞いたのか、教えてください。

○石井学務課長

栄養職員ですが、まず、都費の職員ですので、今、品川区では、半数の学校に栄養職員がいる状況でございます。残りの半数については栄養業務委託ということで、委託の職員が入っております。実施に当たっては、やはり都費の職員の協力が必要だと考えてございましたので、まず栄養職員で構成されている栄養職員会の幹部職員に一番はじめに意見を伺いました。この間に関して、いろいろ意見を頂戴するということでございます。

それ以外に、月に一遍栄養職員会という会議が開かれておりますので、その会議の場で学務課の職員が説明をさせていただくプロセスを経ました。先ほど申しましたサンプル品の比較会でも様々意見交換をしてきたというところでございます。

○まつざわ委員

分かりました。

その中で、試験実施を踏まえて1月ぐらいから本格実施をしていこうというご予定がある中で、これ、年間を通じて、全学校分の野菜の量は、ある程度安定的に供給できるというのが、もう確保されているものなのか。まだそこら辺は確保していないけれど、最低限、少しずつならできるということなのか、現状を教えてください。

○石井学務課長

現状ですが、例えば年度によって野菜の量が大幅に変化することはなかなか考えづらい部分がありま

すので、令和6年度に利用した野菜の品目から考えますと、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、もやしというものが全野菜の大体6割ぐらいの割合を占めてございます。市場関係者によりますと、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、もやしであれば、品川区の年間の使用量につきましては、100%有機野菜での調達が可能だろうと、今、見積もっているところです。

ただ一方で、こういったものについては、当然生産者の協力が不可欠でございますから、市場関係者でも生産者の理解を得られるべく、今いろいろと話し合いを進めているところでございます。

○まつざわ委員

本当に難しいというのは、私もいろいろ八百屋からお話を聞いていますし、現場の方からも話を聞いているので、そこは本当に慎重に、また柔軟に対応していただきたいと思います。

あと、栄養士や青果事業者のお話を聞く中で、私は、子どもの声は常に重要だと思っています。ただ有機野菜を食べさせるのではなくて、例えば慣行野菜と有機野菜は何が違うのかなど、食べながら子どもの食育といった学びというものも並行してやっていくととてもいいと思っています。

試行錯誤があって、いろいろこれから進めていくという話ですが、やはり難しいときがあると思います。予算のとき質問を回してもらいましたが、そういうときにこれをやり通す概念よりも、やはりできないことはできないと柔軟に考えていって、何が子どものためになるのかというところを念頭に置いた計画は持っておいていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○石井学務課長

まずこの事業が、学校給食で行われている。これがすごく大切なところだと思います。学校生活においては子どもたちが一番の主役でございます。ですので、この有機野菜を活用した学校給食によって、子どもたちの学びになるということ。これはすごく大事なことでと考えております。

その中で、これは自然相手の事業でございます。野菜は取れるとき、取れないとき、天候の影響等ございます。今もこの猛暑により農作物の不作がいわれております。そういった中で、もちろんきちんと品川区の給食の全てが有機野菜であるということ。これは日本の農業を応援していく上ですごく大事なことでありますが、そのために本末転倒になるようなことは避けたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

予算上、有機農産物活用推進分ということで、9月から2,800万円でしたが、それはプラス分です。12円掛ける100食という計算で、小・中学校でやっていたと思います。今回のこういった進め方だと、2,800万円には届かないと思いますが、その辺りの予算的な今の見込みを教えてください。

○石井学務課長

当初予算のプレス発表のときには、1食当たり12円掛ける食数ということで、約2,800万円と出ております。ただ一方で、今回給食の単価に反映させるのではなく、試行実施期間を含めて、本当に費用がどれぐらいかかるのかというものも併せて試行実施期間で検討するような形で進めております。具体的には、実際に発注を行って、発注後に実際にかかった費用と、慣行品であればどれぐらいの価格だったかということの差額も出していかねばならないだろうと考えております。

あくまでも昨年度の段階で予算の見積りを立てたものですが、これを持続可能にするためには、やはり費用もどれだけかかるのかも見ていかねばならないので、今そういった形で進めております。

○高橋（し）委員

9月から始まるということで、2,800万円、令和8年度の予算の見積りを今立てていると思いますが、そうすると、今年も単純に2倍の費用はある程度見込んで、来年度になるというのは、現状まだ差額を云々ということだから言いにくいかもしれませんが、その点が1つです。

この部分に関しては、東京都からの補助は出ない部分になるのかということ。

3つ目は、2,800万円は寄附で賄うという話が、たしか予算特別委員会であったと思いますが、そうすると、超えてしまったらもちろん一般会計からだと思いますが、残ってしまったら、この寄附金の扱いはどういうふうにするのでしょうか。ごめんなさい、所管が違ったら、そこで結構ですけれど。

○石井学務課長

まず、今回につきましては、10月分からの半年間で2,800万円という計算をしてございました。そうしますと、単純計算で言いますとその2倍が年間かかる見込みでございます。ただ、年間の予算を立てるに当たっては、実勢に応じた上で、昨今の物価高騰といったことも含めてきちんと適切に対応していく必要があると考えてございます。

これに関しての都費ですが、実際には、東京都の補助金については、1食当たりの単価上限が決まっております。その単価上限に対して、かかった費用と、その中の半額を補助しているところでございます。

東京都の補助金につきまして、今、国でも学校給食の無償化という議論がされておりますので、その中でこういった補助金の在り方になるのかというのは、引き続き状況を注視していくところでございますが、現在のスキームに乗りますと、例えば東京都の補助上限の中に含まれていれば、財源充当も可能だと考えております。

さらに2,800万円の寄附につきまして、仮に例えば品川区の事業が2,800万円以内に収まった場合ですが、一般論として、寄附を受領すると、寄附のお金をキャッシュフローでそのまま支出することはございません。歳入をそれぞれ各事業に対して財源充当していくというプロセスが今後決算をまとめるに当たって出てきます。そういった技術論につきましては、恐らく財政担当で適切に処理されていると考えてございます。

○高橋（し）委員

3月の段階でオーガニック等についていろいろ予算立てしていただきましたが、こういうふうに様々な変化について対応していかなければいけないと思いますので、今後また本格実施になったときには、適切に柔軟に対応して進めていただければと思います。

○つる委員長

ほかに。

○横山委員

私からは、9月の試行実施の開始で、調理時の課題と抽出・フィードバックを行うとありますが、こちらの抽出・フィードバックは、誰に対して、どのようなことを抽出してフィードバックを行うのか。スケジュールもかなりタイトだと思いますが、抽出してフィードバックして、それがどのように反映されていくのか、スケジュール感と流れを確認させてください。

○石井学務課長

調理時の課題の抽出・フィードバックにつきましては、こちらは各校から週ごとに報告をもらうことになっております。各校に所定の用紙に記入してもらって、どういうメニューで何を実施して、それが

どうだったのかを適宜、週ごとに報告をいただき、それをまた翌週には各学校にフィードバックしていくということを不断に行っていく想定で考えております。

○横山委員

かなりリアルタイムで課題の抽出とフィードバックを行っていただいて、スピーディーに推進しているという印象がありました。1月の本格実施ということで、調理の課題もそうですし、先ほどまつざわ委員の話もありましたが、子どもたちの意見ですとか保護者の意見も、このタイミングなのかこの後になるのか分かりませんが、確認するところがあると思います。様々な意見を取り入れながら進めていただいていると思います。この資料を見せていただいただけでも、現場もかなりタイトなスケジュールでいろいろな調整をして進めていただいていると思いますので、本当にありがたいと思っています。

また、これからもやりながらいろいろなことが出てくるとは思いますが、子どもたちのためにという先ほどのお話がありましたが、中心の目的を達成するというのを大事にさせていただいて、無理のないような形で着地点を見つけていただけたらと私は思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

まず、確認を含めて、4月から5月に栄養職員との意見交換、青果事業者との意見交換。6月から8月がサンプル品比較会で学校栄養職員、調理代行事業者などが意見交換したり、比較会でいろいろ見たりして、当然ご意見を伺ったと思いますが、学務課長のご答弁にあったとおりの問題なかったとか、虫食いが少ないなど、意外とポジティブな意見が多かったと思っています。

一方、手間がかかるものもあるということで、ポジティブな意見とネガティブな意見はどのぐらいの割合なのか。結局ポジティブな意見が多かったのかどうかを確認したいと思います。

○石井学務課長

意見は様々でございました。今実際にポジティブ、ネガティブに分けてカウントしているわけではないのですが、私のご意見を読んだ感触としては、思ったよりできるという意見、導入するに当たって、非常に不安が大きかったというのが現場の正直なところです。サンプル品比較会では、やはりまだ実際に調理してみないと何とも言えないというところがありました。そういった中で、我々もきちんとできるということを信じながら進めてまいりましたが、こういった形になるのかは非常に不安ではありました。そういった中で思ったより意外と負担が少ないということを感じとしてつかむことができたと考えております。

ただ一方で、やはり納品時に欠品が一定程度生じたり、例えばショウガ、ニンニクの類いは、入ってきたり入ってこなかったりという部分もありますので、やはり一筋縄ではいかない部分もあります。そういった課題が見つかった部分もありますので、引き続き現場と連携しながら進めていきたいと考えております。

○筒井副委員長

分かりました。

一方、全校の実施というのは来年1月ですが、スケジュールがもう立てられているということです。まつざわ委員や横山委員からお話がありましたが、子どもたちの意見とかもしっかり取り入れて、一方、何か大きな課題があったら、検討や修正のために立ち止まるということも当然あり得るということでもよろしいでしょうか。

○石井学務課長

もちろんこの事業に関しましては、様々な方の意見を取り入れながらつくり上げていくという姿勢で臨んでいきたいと考えております。子どもたち、当然そばで見ている担任の先生や栄養士の先生も入ってくると思います。そういった意見を取り入れながら、1つ1つ進めていきたいと考えております。

○筒井副委員長

最後に費用に関連して、都の補助金というお話もありましたけれど、農林水産省も非常に関心を持っているとのことですが、関心を持たれているだけではなくて、それ以上に何か技術的な助言もしくは金銭的な助成などの支援はあり得るのか。今回2,800万円の寄附を受けたわけですが、3月の予算特別委員会で、実際どなたから寄附されるのか、その手続はどうされるのかということが結構話題になりました。それについて、8月の広報しながわの寄附者一覧には1行載っていましたが、あれだけ議会で議論になったので、もう少し対外的に区としても公表してもよかったと思いますが、その辺の公表のお考えというのは何かありますでしょうか。

○石井学務課長

まず、農林水産省の支援につきましては、残念ながらいわゆる金銭的支援はなく、農林水産省の学校における有機野菜の導入状況についての拡大ですとか、好事例集の作成といったところを進めているということでございました。

意見交換の中でも、例えばオーガニックビレッジ宣言をしている市もありますが、やはりこの品川区の学校給食というのは、実に2万3,000人が食べるものでございますので、非常に規模が大きいと、やはり注目をしているということを聞いてございます。

2,800万円の寄附をいただきました。実際には、予算特別委員会の段階では、寄附の申出をいただき、4月に入りましてから寄附の申出者の方々といろいろやり取りをしながら受領いたしました。公表につきましては、10月の功労者表彰といった場できちんと皆様のところに周知がされるというふうに考えているところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

予算特別委員会で各委員からたくさんの意見があって、要望もたくさんあり、まさに地元の青果事業者等から丁寧に話を聞いてくださいということが、大きく1つあったと思います。

そもそものこの事業の発端が、農林水産省が進めている事業。何%という数字がたしかありましたけれども、今回農林水産省との意見交換も行われた。試行実施から本格実施という段階ですので、ここにあるように栄養職員との意見交換の内容、それから青果事業者との意見交換、調達方法についての検討の内容、サンプル品の比較会では具体的にはどのような品目だったのか。

そもそも有機野菜は、先ほど4品目とか出ていましたが、全体として具体的な品目とか何品目とかというのも、この機会に教えていただきたいと思います。

農林水産省との意見交換はどういう内容だったのか。

最後に、持続可能な調達について、今の時点でどういう結論が得られたのか。

そういった内容を、複数になりますが、概要を教えていただきたい。

○石井学務課長

まず、これまでの意見交換の状況でございます。栄養職員との意見交換では、初めはやはりこの事業

実施についての不安が大きかったと感じております。本当にこれを実施することができるのであろうか。それは、やはり調理現場への負担、これまでやったことがないこと。一部この中では、1つの事業者から野菜を調達するという話も出ていましたので、それに関して実際のところどうなのかといった不安が多々寄せられました。

そこに関しましては、我々から、これまでの付き合いをきちんと維持したままで調達が可能となるということを丁寧に説明いたしました。もちろん具体的な実施方法についての意見もそうなのですが、やはり現場の中でどうやってこの不安を取り除いていくか。これが意見交換の主眼であったというふうに私は捉えております。

サンプル品の比較会におきましては、全品目の野菜を見たわけではありませんが、具体的にはジャガイモ、タマネギ、ニンジン、もやし、小松菜、白菜といったサンプル品の比較を実施いたしました。なお、品川区の中で基本的に実施している野菜としては、先ほど申し上げましたジャガイモ、タマネギ、ニンジン、もやし以外にも、キャベツ、大根、小松菜、ネギ、サツマイモ、白菜といった品目がございます。すみません、具体的な品目数、そのまま数を今すぐに上げることはなかなか難しいのですが、こういった野菜の中でやっていくところでございます。

また、農林水産省との経緯でございます。有機野菜の進捗状況につきましては、農林水産省でもかねてから興味を持っていましたが、品川区が10月に実施するという事で、7月に農林水産省の担当から、メールでできればその後の進捗状況をお聞かせいただきたいという連絡がございました。そういったところもありましたので、8月7日に農林水産省の担当課長と課長補佐、係長と、我々は教育次長と学務課長が意見交換いたしました。その中で、農林水産省としてもぜひバックアップしていきたいと。特に品川区の状況については、非常に注視しているという意見をいただきました。

それらを踏まえて、今後持続可能な方法ですが、調理をする現場において、きちんと確実に事故なく安全なものが提供できること。市場の側から生産者といろいろと話し合いを行うことによって、きちんと安定した供給ができる形を取りながら、それが結果として生産者のインセンティブにつながる形にやっていきたいというのが、持続可能なところでございます。

農林水産省との意見交換の中でも出てきましたが、それなりの発注量が見込めるようになり、品川区の取組が続くところが出たりしてくれば、生産者側にとっても、つくる見込みができる部分もありますので、そういった一つ一つの取組が、今後の持続可能な農業につながるという話もございました。そういったところも含めて、今後の事業の推進を図っていきたいと考えております。

○若林委員

10月からの試行実施と1月の本格実施に向けて、持続可能というところの検証もやりつつ、着実に進めていただきたい。

品川区議会の中でも、それから様々SNS、いわゆるインフルエンサーを外部的に品川区の有機野菜、あのときはオーガニックと言い方があります。今でも実際ありますけれども。今SNSというのは、声の大きい方が言うとかあいうふうになってしまう時代だと。それは別に肯定も否定も。お互いさまというところもあるので、すけれども。

農林水産省ありきの話というふうには。国の農水行政のまさに根本、発信基地なわけですから、バックアップというお言葉もあったというご説明でした。ぜひ今後、品川区のこういった有機野菜の取組について、単なるバックアップという言い方も変ですけど、やはりこういう先進的に取り組んだ品川区が試行をやって、本格実施して、また来年度に進んでいくという中においては、大いに国の農水行政に

ついて、今お米も含めて気候変動の中で日本の農業を守っている、野菜を扱った話もさんざんマスコミでも取り上げて、農林水産省には、バックアップ以上に品川区のいいところはどんどん宣揚していただいて、いい意味で活用していただきたいと思います。

教育委員会も区長部局も含めてしっかりとそこら辺は進めていって、取り返せるものがあつたら取り返していただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) (仮称) 子ども・若者活動拠点 事業説明会について

○つる委員長

次に、(5) (仮称) 子ども・若者活動拠点 事業説明会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、Side Books 資料の3-5、(仮称) 子ども・若者活動拠点 事業説明会について、ご報告させていただきます。

項番1、経過でございます。令和6年4月の文教委員会におきましてご報告した(仮称) 子ども・若者活動拠点基本構想に基づきまして、現在、区では南品川児童センターの敷地における施設整備を進めております。令和6年度に基本設計、今年度は実施設計に着手しておりますが、このたび施設の規模や用途など概要が決まったため、近隣住民向けに説明会を実施いたしました。

項番2、事業説明会の概要でございます。実施日は先週の9月19日金曜日で、南品川児童センターにおいて実施いたしました。対象は、計画敷地から予定している計画建物高さのおおむね2倍の範囲の方々です。当日ご説明した内容といたしましては、新施設で実施する事業について。また、フロア別イメージと主な利用者ということで、資料右下のイラストを用いてご説明させていただきました。

項番3、今後のスケジュールでございます。来月には工事計画説明会を実施、来年の夏には南品川児童センターを閉館した後、10月に工事説明会を実施いたします。その後、解体工事、新築工事を進め、令和11年10月の竣工、令和12年1月の開館を予定しております。

なお、今回の説明会は事業説明会ということで、建築や工事に関わる部分ではなく、本施設においてどのような事業を実施するかを中心にお話をさせていただいた次第です。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

すみません、勉強不足で申し訳ないのですが、まず前提として、今回の南品川児童センターが現在あるところで、子ども・若者活動拠点をつくるということです。そうすると、今までの児童センターではなくなるということなのですか。その位置づけというか、違いを伺いたいと思います。

先週の金曜日に説明会が行われたということですが、どういった意見や要望があつたのか、伺いたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

2点ご質問いただきました。

1点目、まず、今までの児童センターとの違いに関しましてお答えいたします。児童センターは、利用できる年齢が18歳までの子どもに限られております。今回、計画しております子ども・若者活動拠点につきましては、それ以上の年齢、主に20歳代の若者にも利用していただく施設を想定しておりますので、これまでの児童センターの条例の中での建物ではなく、新たに条例を設置して運営していくというような違いが大きい点でございます。

続きまして、説明会においていただいたご意見についてご報告させていただきます。開館時間外、特に夜間は警備員が常駐するのですかという質問、また、今は敷地に屋外グラウンドがあり、今後つくらない予定なのですが、そういったものができるのかというご質問をいただきました。

○のだて委員

説明会の参加人数が何人だったのか。子どもたちも参加したのかどうかを伺いたいです。

今2点、警備員の配置、グラウンドがあるかないかというお話でした。ほかにもいろいろ出たと思いますが、もう少しお聞きしたい。グラウンドの話も出ましたが、今回結構グラウンドが狭くなるというか、なくなると思いますが、以前説明された中では、内部も広げてほしいということだったと思います。そうした中で、活動する場所、広いところで遊んだり動いたりできる場所は別に確保されていると考えていいのか、伺いたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

説明会には5名の方にお越しいただきました。今回子どもにも来てほしいと思っていましたが、残念ながらいらっしゃらなくて、全て近隣にお住まいの大人の方でございます。

ほかの質問はというお話ですが、建物に関する質問も幾つかいただきました。地下階はあるのですか、災害時の避難経路はどうなっているのですかというもの。こちらは建設に関することですので、10月の説明会でお答えいたします、具体の説明は専門の担当からさせていただくということでご理解いただきました。

次にグラウンドがなくなるに伴って、子どもたちが元気に活動する場所はどうなるかというご質問でございます。こちらは、資料の右側の1階部分にアリーナ（体育館）をつくらせていただき、あとは2階に多目的ホール、ダンススタジオを設けて、比較的広いスペースを予定しております。そちらをグラウンドに代わるような場所として位置づけていく考えでございます。

○のだて委員

アリーナとかダンススタジオ、多目的ホールというのが活動場所であるというご説明でした。これは体育館の1階部分だけということですか。以前、構想ではいろいろなスポーツができるようにと書いてあったと思いますが、あまり天井の高さがないとできないスポーツもあると思いますが、天井の高さはどの程度なのか、伺いたいと思います。

構想のときには、建築延べ床面積として3,000から3,500㎡と書いてあったと思いますが、今回2,291㎡と少なくなっています。そうなった経緯を伺いたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず、アリーナでいろいろなスポーツをという点でございます。アリーナに関しましては、2フロア分の高さを取っております。1フロアが大体4メートルですので、掛ける2の8メートルの高さはある空間になってございます。

2点目のご質問の3,500㎡ですが、以前のご説明から大幅に減った理由といたしまして、大き

く2つございます。

1点目は当時、地下階の設置も検討しており、それが3,500㎡に入っていました。それができなくなってしまったため、丸々B1がなくなったことで減がございます。また、今回設計に当たって、地域の皆さんの声もお聞きしましたら、建物の屋外でお祭りや消防訓練ができるスペースが欲しいという声もいただきました。そういったところを屋外に設置したため、建物の面積からは少しこれも減となっています。この2点が大きくマイナスになっている要因でございます。

○のだて委員

分かりました。いろいろ地域の声もあって小さくなってしまったと。地下階ができなくなった理由を伺えればと思います。

以前の構想だと、屋上に広場があったと思います。今回4階部分が結構後退しているの、どれだけ取れるのかというのはあると思いますが、広場があるのかを確認させていただきたいと思います。

今回18歳までだけでなく、20歳代も含めて若者の居場所を確保するという面では、子どもたちがいろいろつながりながら、交流したり、遊んだりもできるということで、重要な施設だと思いますので、いろいろ意見を聞きながら。今回、説明会に子どもたちが来なかったのは残念ですが、次回はぜひ参加してもらえるように、周知もしながら声をかけていただきたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず、地下がなくなった理由です。これは地盤の関係でございます。調査をしたところ、適していないということです。

屋上に関しましては、屋上で庭園というのは実現していないのですが、3階と4階、資料の右側の図に少し緑色に塗ったエリアの2か所に屋外のリラックススペースを配置しております。

あとは、子どもへの説明会の参加といった周知は、折を見てしっかりとやっていきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

本当に、ありがとうございますというか何というか。渡部前議員もこの18歳以上の居場所というのをずっと訴え続けて、ようやく願いが実現した感じがして、大変うれしく思っているからこそ、どうやっていくのかというのは非常に私も興味があります。

例えば、今、夜の警備という話が出ましたが、私たちもそうでしたけれど、若いときは集まるだけで面白いのです。集まると、やはり騒いで音が出てしまうのは致し方ない。施設に入っている分には構わないですが、自分もそうですけれど、やはり若い人は施設の外にいたがってしまう。それが苦情になるのが世の常と思っています。そういったところと、地域をどう理解させるかというのが、こういう拠点施設の課題だと個人的に思っています。

それを踏まえて、地域と若者の結びつきがとても重要だと思っています。だからこそこういうのがあったら、例えば若い人たちで考えて地域のボランティアをやってみようとか、地域の方から若者に話しかけてみようとか。せっかくこういう拠点ができるのだったら、そのマッチングをぜひ品川区でやっていただきたいと思います。まず、そこを教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

地域の皆様ともこれまで数回、本施設についていろいろご意見をいただく機会を持っております。そ

の中で、地元の方も、やはり閉館した後の外での会合というのを心配されていました。最近調べている中で、区内やほかの自治体の好事例を幾つか見つけました。そういった部分もしっかりと反映させていければと考えてございます。

地域の住民の皆さんと若者の結びつきは、私どもとしてもつくっていきたいと考えてございます。資料の図面の1階にあります。こちらは誰でも利用できるフロアとしておりまして、こちらで地域の方がゆっくりしていただく。そこに若者が来て、自然な交流が生まれる。そういった空間としていきたいと、思います。ただいま委員からアドバイスいただいたボランティアといったところを共有する場にはなると、思いますので、検討してまいりたいと考えてございます。

○まつざわ委員

好事例を1つでも教えていただきたいのと、ここの南品川の伝統というか文化は、やはりおみこしなのです。だから、一番取っかかりがいいというか、結びやすいのは、今、町会の担ぎ手が大分いらっしやらないので、そういうところから入っていくと、本当に品川区の特性を活かせると思ったので、ぜひ活かしていただきたいと思っています。

あと、音楽スタジオ、ダンススタジオ、アリーナとか、専門の整備が非常に入ってくるわけですね。そうすると、今までの職員よりも、遊びに関してもっと専門的な知見を持った人。例えば音楽にしたって、ある程度音源が分からないと音が鳴らないとか。そういう専門知識を持つスタッフやコーディネーターが必要になってくると思っています。そういったところに具体的な計画があるのか、教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

具体的な方策というのはこれからですが、現在いろいろな自治体の同様の施設を視察に回っております。そこでヒントとして得た方策としては、ボランティアの活用があります。ある施設では、運営は委託という形にしていますが、その委託の事業者につながっている大学生のボランティアが50人ぐらい、もうボランティア登録待ちぐらいの人気の施設、団体でして、貼ってあったプロフィールを見ましたが、得意分野がそれぞれ全くいろいろなのです。ゲームだったり音楽だったり。そういった好事例も見せていただいているので、せっかくつくる施設、新しいものですから、子どもたちが来たいという思いを大きく抱いてくれるような準備を今後していくと考えてございます。

○まつざわ委員

まさにおっしゃるとおり、やはり子どもたちが、ここが居場所なのだと感じることができるというのが非常に大切なことで、それがこの施設に求められていると思っています。だからこそ、子どもの何かやりたいという意見を聞くべきだと思っています。例えばこれからの計画の中で、子どもたちの声を聞く機会があるのか。今後運営する上で、子どもたちが、若者が考えたことがイベントに結びつくようになってほしいと思います。

また、若者企画プロジェクトなど、ここの施設だけでいいと思うので、子どもたちが考えるものにまた予算づけをしてあげてほしい。子どもたちが企画して、子どもたちが予算をしっかりと考えて、若者主体でやっていくという自主性を育むのが、またこの施設であってほしいと思います。いかがでしょうか。

○柴田子ども施策連携担当課長

子どもたちの参画は、ぜひ私どもも実現したいと思っております。例えば、これも他自治体を視察した中で得た知識ですが、建物の運営委員会を子どもたちが自主的に組織して、ルール決めや、何をやるかといったことをアイデアとして上げてくれる。そしてそれを形にするのを職員ないし大人がサポート

するといった事例も見られております。ぜひ子どもたちのやりたいというものを実現させることができる、後押しができる施設にしたいと考えてございます。

○まつざわ委員

最後です。これを見ると、施設が、乳幼児のエリアとしずかに過ごせるエリア。段階的に分かれていて、若者がいるという部分があると、階ごとでばらついてしまうというか、そういうふうになってくるものではないでしょうか。だから、もっと意図的に例えば若者たちが親子サロンのダンスを教えてあげるとか。意図的な世代、意図的と言っているのか。せっかくフロア別であるのですけれど、下にアリーナがあるのだったら、そういうところをセッションさせるような施策を取り込むと、それこそが多世代交流の柱になってくると思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、3年半空いてしまうのですよね。児童センターの改築だと、3年半空いてしまうと、子どもたちは多分ある程度いろいろなところに遊びに行けるとは思いますが、乳幼児の親子の居場所は、この3年半、ここがなくなって空白になるのは大分厳しいと思います。

乳幼児親子の日常的な居場所がなくなってしまうのが残念なので、例えば臨時親子サロンなど、代替の施設をどこかにやっていこうという計画があるのか、最後に教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず、工事期間中の利用者、特に乳幼児親子に関してでございます。計画段階から代替地を模索してきたのですが、適地が見つかっておりませんで、代替の場所を特別に設ける予定はございません。一方で、そうした方々、せっかく品川区で児童センターになじみも深いものと思いますので、ここで関係が切れないように、近隣の児童センターを案内するなどというところでサポートしていければと考えてございます。

また、冒頭にありました階ごとで世代間交流といったものも、貴重なご意見として検討させていただきます。

○まつざわ委員

代替地がないのは分かりました。でも、例えば同友会町会の会館があったりするので、ぜひ町会などにも声をかけて、そういうサロンをやっていただけるような方向性にするといいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○高橋（し）委員

条例についてです。先ほど、全く新しいここの建物だけの条例をつくるというお話でした。そうすると、児童センター的な役割もあるので、そういうことも含めて、イメージとして幾つかの融合された条例になるのか。私は新しい建物の条例のイメージが湧かないのですが、もし今分かっている範囲で、どんな形になるのかというのが1つです。

先ほどのお話で、ボランティアを活用するのは大変素晴らしいことです。昨年でしたか、富田林市の子どものところへ行った際にはボランティアの方が大変活躍しているというのがありました。いろいろ視察に行かれたとのことですが、例えば焼津のターントクルこども館などは、おもちゃがたくさんあるので、おもちゃ学芸員とか、あと絵本を読む方などがボランティアに登録して大変活躍している方がいらっしゃるということです。

ぜひボランティアの募集を進めていただきたいのですが、もし、今どうするというのが具体的にあれば、先ほどもご説明がありましたが、ボランティアをどんな感じで集めて、どういう活動で動いていた

だくかは、今分かるところで結構です。まだ先ですから、なければあれですけど。

○柴田子ども施策連携担当課長

1点目の条例の想定でございます。申し訳ありません。まだ今の段階では、具体的なものは考えてございません。今後、丁寧に考えます。

ボランティアに関しましては、これも見てきた中での事例ですが、近くの大学のボランティア登録が半分ぐらいを占めておりましたので、まず区内大学にもご協力いただけないかというのは考えていきたいと思っております。

ボランティアの方が積極的に子どもにアプローチしていくのではなくて、子どもたちから寄ってくる姿がとても印象的だったので、子どもたちがそういったところでも自主的に足を動かして話しに行く。そういった関係性で、子どもたち同士の、少しお兄さん、お姉さんも含まれますが、そういった交流を生んでいきたいと考えております。

○高橋（し）委員

ボランティアについてですが、今、大学生などという話でしたが、近隣に中学校、高校があるので、そういう生徒や学生たちが、ここに来るお子さんたち、小学生だったらお兄さん、お姉さんの役割でできると思いますし、大学生が扱うのも一緒になってというのがあったと思います。

そのときに、リバースメンターの高校生の提案の中に、ボランティアをするのに、かつちりきつちりでなく、二、三日でもいいし、数時間でもいいというふうに緩く参加できれば、高校生とかも学校がありますからやりやすいので、そういった点も考慮して、1年間ばっちりやりましょうでなくて、来たいとき来ればいいですよみたいな感じでやっていくと、参加しやすい。

特に今、中学生も高校生も、ボランティアをやりたいけれど、どこでやっていいのか分からないみたいな、マッチングが課題になっているということもリバースメンターの高校生がおっしゃっていたので、そういうのも入れるといいと思いました。これは要望をお願いします。

○つる委員長

ほかに。

○横山委員

まだ検討中かもしれませんが、先ほど説明会の中で、夜間の話が質問であったというお話が出ていましたが、時間に関しては、方向性はどのようになっているのか。もし、今分かる、お答えいただける範囲で、こういった形で考えているのか、教えていただけたらと思いました。

また、管理運営の部分の、令和8年度頃までにこういった形でやっていくかというのは検討を進めると構想には書いてあります。現時点ではまだ検討中と思っておりますが、先ほどの高橋しんじ委員の話もありましたが、ボランティア等を活用していただくのは私もすばらしいと思っております。ただ、ボランティアはもちろんですが、コーディネーターといいますか、ボランティアがいて、コミュニティーコーディネーターという形で、子どもたちやボランティアといった全体を見ていただく。あとは地域の方と子どもたちとの接点を見ていくといった、ハブの機能を誰か大人が担う必要も出てくると考えています。

区の構想の中でいろいろ考えられているようなことをスムーズに行えるような環境づくり、その体制について、現時点でどのように考えているのか、教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず、利用時間に関しまして現時点で想定しておりますのが、小学生までの子どもたちは午後5時まで。中学生は午後7時まで。それ以上の子ども・若者に関しては、8時ないし9時までといった形で検

討を進めております。

子どもたちのハブになる、子どもたちをコーディネートもしくは地域の方とをつなぐハブになる方というのは、とても重要だと思っております。実際に視察した中で、そういった機能をしっかりと果たしている事業者も見てまいりました。

区におきまして、運営に関してはまだ決定までは至っていないのですが、最近見てきた施設では、委託によって実施されているところが多々ございます。ただ、直営のところも見たいということで、こちらも併せてしっかりと検討を進めます。

○横山委員

運営方法はこれからも継続して検討していただくということです。例えば短時間のボランティアみたいな、いろいろフレキシブルな、子どもたちにとっても参加のしやすい様々な形を考えていくときには、コーディネート機能、ハブの役割が大変重要になってくると思います。どういった管理運営方法を取るにせよ、そうした部分の機能をしっかりと担保していただきたいをお願いをしたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

今回、子ども・若者活動拠点ということで、18歳以降の方の居場所の確保ですが、まず、若者の定義ですが、20代、29歳までということでもいいのか。厳密に若者が使えるフロアは入室制限していくのかということを、まず確認したいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

こども基本法などによりますと、子どもには、年齢を問わず成長段階にある方とされております。このたび子ども・若者活動拠点につきましては、若者に来てもらいたいと考えているのですが、ほかの施設でも説明を受けましたが、あまり広げてしまうと、利用の安全面など難しい面が多々あるということです。まだ、検討段階ではありますが、20歳代の若者までという形で検討しております。

フロアに関しましては、資料の右下の図をご覧くださいますと、主な利用者ということで、乳幼児は2階がメインとなって、3階、4階は子ども・若者が年齢層を問わず使えるのですが、要素をにぎやかとしづかに分けて、この点はしっかりと利用者に認識してもらって使い分けをしていきたいと考えております。

○筒井副委員長

承知しました。

確認を含めてですが、これは子ども・若者活動拠点基本構想に基づいて、取り組まれているということで、その中で今までの児童センターの課題があり、先ほど述べたとおり18歳からの若者の居場所づくりですが、従来の児童センター機能は包含しながらつくっていくということで、児童センターは児童福祉法に基づく児童厚生施設なので、その法定の要件はクリアしながら使える対象年齢を広げて、若者活動拠点とすると考えているのですが、その認識でよろしいのかということと、今回、南品川児童センターを取り上げていますが、今後、残りの24館の児童センターも、こうした子ども・若者活動拠点にしていくのか。その辺りのお考えをお聞かせください。

○柴田子ども施策連携担当課長

2点、ご質問いただきました。

1点目につきましては、児童福祉法に基づく児童センターの位置づけとは違う形です。児童センター

で現状やっている事業は新たな施設で引き継ぐ形になりますが、新たに条例を設置して、児童センターとは別の形で、そのメニューとして児童センターでやるというものです。そういった形になっていくことを現在想定しております。

ほかの24館の児童センターも同様になるのかにつきましては、現時点では、まだどのようなようになっていくかは決めておりません。未定ということでお答えさせていただきます。

○つる委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○つる委員長

最後に、予定表4、その他を議題に供します。まず、本定例会の一般質問に関わる所管質問ですが、本定例会の一般質問中、文教委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っています。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

いらっしゃらないようですので、以上で一般質問に関わる所管質問についてを終了いたします。

そのほかにも、その他で何かございますでしょうか。

○船木庶務課長

その他の項目をお借りしまして、今月9月11日の大雨に関する学校の休業、図書館の臨時休館等について、口頭にてご報告いたします。

まず、学校につきましては、大雨の影響により第二延山小学校の1階部分に10センチ程度の浸水がありまして、そのかき出し対応、そして施設の安全点検のため、翌12日金曜日については臨時休業となりました。13日から15日までの連休中に消毒対応等を終え、9月16日火曜日から通常どおり学校は再開しております。児童に身体的な被害はございません。

また、大崎図書館の分館につきまして、入り口から水流が館内に入り込み、じゅうたん敷きのフロアが浸水被害を受けたこともありまして、こちらは現在も復旧作業中であるため、館内の利用ができない状況にございます。なお、9月19日金曜日より臨時カウンターを設置いたしまして、予約済みの資料の貸出しや返却など一部の業務を再開し、利用者への影響が最小限になるよう対応しており、臨時休館に関する取扱いについては、ホームページ等を通じて案内しております。

その他、今回の大雨に関し、各学校から保護者に対して送付されたメールが遅延したという事象がございました。速やかにシステム事業者による調査を実施し、システムのサーバー処理に原因がある可能性が見込まれております。今後の対応方法につきましては、現在システム事業者と検討を行っております。

○つる委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○高橋（し）委員

大雨のときに保護者に迎えに来てもらうかどうか。すまいるスクールがあったらすまいるスクールをどうするかというところで、お子さんによって様々状況が違うこともあり、先ほどメールが止まったという話もあったので、迎えに来ないと帰れませんというところもあれば、30分待っていてというところもあり、混乱したと伺っています。その辺りの現状と、今後、対応についてどのようにするのか。統一するのがいいか、学校ごとの判断かというのがあると思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○つる委員長

お答えできますか。教育委員会としてお答えください。情報共有されていますでしょう。いかがでしょうか。

○石井学務課長

今回の大雨でございました、学校から一斉送信メールでお迎え等の連絡が必要であるところ、多くの学校において、お子さんがまもるっちで親御さんにご連絡するというところが多かったために混乱を招いたという状況でございました。

もちろん各学校においてそれぞれの対応をしたということですが、例えばこういう場合については一斉に学校にとどまるといったことも考えられたのですが、今回の大雨に当たっては、例えば第二延山小学校のように水が入ってきてしまうところもあれば、そうでなかったところもあると聞いております。そういった中では、何らかの形で連絡方法も含めて検討せねばならぬところでございました。

メールについても、各学校がそれぞれに送ったので混乱を招いたところもございましたので、今後こういったときにどういった危機管理の対応ができるかということも含めて、検討せねばならないと感じております。

○高橋（し）委員

もう1つは、要望です。すまいるスクールに通うことと、来ては駄目だよと言われてたり、あるいは、もう保護者が来たら帰りなさいよと言われてたりですと、すまいるスクールとの連携が少し取れていなかったというお声もありました。そちらも所管で連携して詰めていただければと思います。これは要望です。

○つる委員長

今の質疑で過不足があれば、またあさって別途ご答弁をいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○のだて委員

大崎図書館の分館がまだ休館状態ということですが、今後再開の見通しはどうなっているのでしょうか。

○つる委員長

共有できているところがあれば。

○松木庶務課長

私が把握している範囲でお答えいたします。今回の大雨に関しまして床下も浸水しておりまして、配線などにも影響があるものですから、現時点で復旧作業中でございます。また、いつからという具体的

な再開の見込みは立っておりません。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですかね。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますか。

○上野子ども育成課長

9月11日の大雨によりまして発生した子ども未来部関係施設の休業等について、こちらもご報告させていただきます。

区立三ツ木保育園において、1階部分に浸水がございました。翌12日は、一、二歳児の保護者に登園自粛を要請し、やむを得ない児童10名は2階で保育を実施いたしました。1階部分の消毒作業は12日早朝に完了しております。なお、13日土曜日は登園自粛を解除いたしましたが、引き続き2階で保育を行い、乾燥、物品整理の後、16日から1階部分での通常保育を再開しております。

また、私立ソラストなかのぶ保育園が停電しまして、電気系統の問題で翌12日の保育が困難となりました。保護者に登園自粛を要請し、やむを得ない児童15名は、系列園で受入れをいたしました。13日から通常保育を実施しております。

また、先ほど第二延山小学校の話がありましたが、すまいるスクール第二延山の1階部分において浸水がございました。翌12日は学校同様臨時休業となりました。13日については、参加自粛を呼びかけつつ、学校から2階のスペースを借りて活動し、消毒対応を経て、16日から通常どおり活動を再開しております。

先ほど学校との連携というお話をいただきましたので、今後そういったところも踏まえて、適切に対応したいと思っております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

あさっても午前10時からの開会です。

これをもって、文教委員会を閉会いたします。

○午後 2時51分閉会